

目 次

頁

第 3 期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第 2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	30
3 【対処すべき課題】	30
4 【経営上の重要な契約等】	31
5 【研究開発活動】	31
第 3 【設備の状況】	32
1 【主要な設備の状況】	32
2 【設備の新設、除却等の計画】	33
第 4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
(1) 【株式の総数等】	34
(2) 【新株予約権等の状況】	45
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	45
(4) 【大株主の状況】	46
(5) 【議決権の状況】	49
2 【株価の推移】	51
3 【役員の状況】	53
第 5 【経理の状況】	56
1 【中間連結財務諸表等】	57
(1) 【中間連結財務諸表】	57
【中間連結貸借対照表】	57
【中間連結損益計算書】	59
【中間連結剰余金計算書】	60
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	61
(2) 【その他】	125
2 【中間財務諸表等】	126
(1) 【中間財務諸表】	126
【中間貸借対照表】	126
【中間損益計算書】	128
(2) 【その他】	141
第 6 【提出会社の参考情報】	142
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	144

中間監査報告書

前中間連結会計期間	145
当中間連結会計期間	147
前中間会計期間	149
当中間会計期間	151

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年12月25日
【中間会計期間】	第3期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
【会社名】	株式会社りそなホールディングス
【英訳名】	Resona Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 川 田 憲 治
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町二丁目2番1号
【電話番号】	大阪 (06)6268 - 7400(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役業務管理部長 石 井 進
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	東京 (03)3287 - 2131(代表)
【事務連絡者氏名】	東京本社財務部次長 大 橋 寛 之
【縦覧に供する場所】	株式会社りそなホールディングス東京本社 (東京都千代田区大手町一丁目1番2号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目6番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近 2 中間連結会計期間及び最近 2 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	639,264	616,425	1,361,343	1,259,259
うち連結信託報酬	百万円	15,855	12,933	44,843	37,721
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	22,358	1,235,821	1,160,102	510,143
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	13,518	1,769,641	—	—
連結当期純損失	百万円	—	—	931,876	837,633
連結純資産額	百万円	1,026,915	642,083	1,289,058	310,842
連結総資産額	百万円	41,786,684	39,944,814	44,952,488	42,891,933
1株当たり純資産額	円	28.10	170.30	76.47	103.76
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間 純損失)	円	2.49	247.61	—	—
1株当たり当期純損失	円	—	—	174.57	154.66
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	1.49	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—
連結自己資本比率 (第二基準)	%	7.92	6.27	8.73	3.78
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,018,026	1,623,110	1,525,552	165,637
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	129,281	290,107	487,715	36,199
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	143,239	1,914,390	96,034	244,744
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	1,764,528	2,932,127	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	2,796,180	2,350,512
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	24,990 [13,658]	23,199 [13,447]	25,506 [12,562]	23,692 [13,269]
合算信託財産額	百万円	23,882,079	24,245,559	25,142,526	25,154,826

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 平成13年度の1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 3 平成13年度の1株当たり当期純損失は、連結当期純損失から、該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、平成13年度、平成14年度及び当中間連結会計期間については、中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。
- 5 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 6 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は第二基準を採用しております。
- 7 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

(2) 当社の最近 2 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第 2 期中 平成14年 9 月	第 3 期中 平成15年 9 月	第 1 期 平成14年 3 月	第 2 期 平成15年 3 月
営業収益	百万円	6,631	25,842	2,125	13,078
経常利益	百万円	1,059	18,061	307	1,787
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	808	1,480,757	—	—
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	—	—	19,901	1,153,552
資本金	百万円	720,000	1,288,473	720,000	720,499
発行済株式総数	千株	普通株式 5,635,053	普通株式 11,354,336	普通株式 5,634,904	普通株式 5,653,589
		優先株式 1,131,319	優先株式 9,449,115	優先株式 1,131,356	優先株式 1,131,310
純資産額	百万円	1,501,781	677,405	1,511,298	348,362
総資産額	百万円	1,832,745	1,246,515	1,822,271	700,952
1 株当たり中間配当額	円	普通株式 — 甲種第一回優先株式 — 乙種第一回優先株式 — 丙種第一回優先株式 — 丁種第一回優先株式 — 戊種第一回優先株式 — 己種第一回優先株式 —	普通株式 — 甲種第一回優先株式 — 乙種第一回優先株式 — 丙種第一回優先株式 — 丁種第一回優先株式 — 戊種第一回優先株式 — 己種第一回優先株式 — 第 1 種第一回優先株式 — 第 2 種第一回優先株式 — 第 3 種第一回優先株式 —	—	—
1 株当たり配当額	円	—	—	普通株式 — 甲種第一回優先株式 24.75 乙種第一回優先株式 6.36 丙種第一回優先株式 6.33 丁種第一回優先株式 10.00 戊種第一回優先株式 14.38 己種第一回優先株式 18.50	普通株式 — 甲種第一回優先株式 — 乙種第一回優先株式 — 丙種第一回優先株式 — 丁種第一回優先株式 — 戊種第一回優先株式 — 己種第一回優先株式 —

回次		第 2 期中	第 3 期中	第 1 期	第 2 期
決算年月		平成14年 9 月	平成15年 9 月	平成14年 3 月	平成15年 3 月
自己資本比率	%	81.9	54.3	82.9	49.7
従業員数	人	340	285	385	292
[外、平均臨時従業員数]		[—]	[—]	[—]	[—]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

大和モーゲージ株式会社、大和銀企業投資株式会社、株式会社大和銀総合研究所、株式会社近畿大阪中小企業研究所他 1 社

この他、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、上記の詳細及びその他の異動は以下のとおりであります。

株式会社あさひ銀総合研究所は、平成15年 4 月に株式会社大和銀総合研究所及び株式会社近畿大阪中小企業研究所と合併し、りそな総合研究所株式会社となりました。

あさひ銀事業投資株式会社は、平成15年 4 月に大和銀企業投資株式会社と合併し、りそなキャピタル株式会社となりました。

P.T.Bank Daiwa Perdaniaは、平成15年 7 月に商号をP.T.Bank Resona Perdaniaに変更いたしました。

大和モーゲージ株式会社は、平成15年 7 月に共同抵当証券株式会社と合併いたしました。

あさひ債権回収株式会社は、平成15年10月に商号をりそな債権回収株式会社に変更いたしました。

あさひリテール証券株式会社は、平成15年10月に株式会社りそな銀行をはじめとする関係会社が保有する同社株式を全て売却したため、当社の関連会社に該当しないこととなりました。

あさひ銀リース株式会社、大和ファクター・リース株式会社及び近畿大阪リース株式会社については、当社グループが保有する当該 3 社の株式の売却に関し買収先と基本合意書を締結しており平成16年 3 月までに売却する予定です。

あさひ銀ファイナンスサービス株式会社は、平成15年12月に大和ファクター・リース株式会社の事業の一部を会社分割により承継し、りそな決済サービス株式会社に商号変更いたしました。

あさひ銀キャリアサービス株式会社、大和オフィスサービス株式会社、大和銀厚生サービス株式会社及び近畿大阪ビジネスサービス株式会社の 4 社は、平成15年12月に合併し、りそな人事サポート株式会社となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年 9 月30日現在

	銀行信託業務	証券業務	金融関連業務	合計
従業員数(人)	21,500 [13,081]	747 [96]	952 [270]	23,199 [13,447]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,764人を含んでおりません。
 2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成15年 9 月30日現在

従業員数(人)	285 [—]
---------	------------

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他1社からの出向者であります。
 2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
 3 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済を顧みますと、2003年4月のイラク戦争の終結とともに先行き不透明感が払拭され、景気回復の展望が開けたものの、回復力は主要国の間で異なったものとなりました。米国では、大型減税などの政策効果もあり、個人消費が堅調に推移しました。ユーロ圏の経済は、全体として回復力に乏しく、景気後退とともに厳しい状況が続きました。一方、東南アジアでは、新型肺炎SARSの流行が多くの地域に影響を及ぼしましたが、中国などでは堅調な動きが見られました。

わが国経済は、企業の業況感が改善するなど、緩やかな景気回復への基盤が整いつつあるものの、依然として住宅投資や個人消費は低調に推移し、公共投資も減少傾向が続きました。家計では、失業率が高い水準に留まり、雇用・所得環境は厳しい状況が続きました。一方、国内物価は下落傾向が続きましたが、医療費自己負担引き上げやたばこ税引き上げなどの影響から、前年比下落幅は縮小致しました。

日本銀行は、引き続き量的緩和を実施し、日銀当座預金残高は、概ね29兆円前後で推移しました。潤沢な資金が供給されたため、無担保コール翌日物金利は引き続きゼロ%近辺で推移し、ターム物金利も総じて落ち着いた地合いが続きました。

一方、株価は、海外投資家の本邦株式投資の継続などから上昇傾向が続き、日経平均株価は10,000円台まで回復しました。また、期中の円相場は、1ドル109円から120円の範囲内の動きとなりました。

(経営方針)

当社子会社であるりそな銀行は、預金保険法第102条第1項に定める第1号措置(金融機関の自己資本の充実のために行う預金保険機構による株式等の引受け等)の必要性の認定を受け、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円に及ぶ公的資金を申請するに至りました。その後、内閣総理大臣より同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定をいただき、りそな銀行は預金保険機構に対して普通株式および優先株式を発行する形で資本増強を完了いたしました。

当社グループは、このような多額の公的資金による資本増強を受けた事実を厳粛に受け止め、グループの総力をあげて一日も早く経営の健全化を果たし、皆様にご安心頂ける経営の実現を目指してまいります。

これまでの「りそな」再生に向けた主な取組みといたしましては、まず、当社およびりそな銀行において、会長ならびに社外取締役のグループ外からの招聘による経営陣の刷新を図るとともに、経営の監視・監督機能強化および業務執行の迅速化のため、委員会等設置会社への移行を行い、ガバナンス体制を再構築しました。

また、新経営陣の下、グループの資産等の状況を客観的に把握するための厳格な資産内容調査(デュー・デリジェンス)、りそな銀行において貸出資産等の適切な管理を行うための管理会計上の勘定分離、15年9月期の中間決算における、将来負担を削減するための財務改革など、資産の健全化に取り組みました。併せて、社内公募等による斬新な発想を持つ若手の積極的な登用、縦割り組織の弊害を打破するための組織横断的枠組みの活用、銀行業界固有の「頭取」や「行員」といった呼称の廃止など、「りそな」の内部改革に取り組みました。

さらに、平成17年3月末までの集中再生期間には、「持続的な黒字経営への体質転換」、「透明性の高いスピード感ある経営の実現」、「銀行業から金融サービス業への進化」という3つの経営の姿の実現を目指し、これらの改革に懸命に取り組んでまいります。

また、集中再生期間後の新たな収益モデルの構築を目指し、様々な施策にも積極的に取り組んでまいります。

(業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、確固たる財務基盤の構築に向けた財務改革を行った結果、以下のとおりとなりました。

総資産は39兆9,448億円と前連結会計年度末比2兆9,471億円減少いたしました。

運用面では、貸出金が前連結会計年度末比2兆1,343億円減少し27兆362億円となったほか、有価証券が前連結会計年度末比764億円減少し6兆3,935億円となっております。

調達面につきましては、預金と譲渡性預金を合わせた資金量は33兆1,119億円と前連結会計年度末比2兆1,987億円減少いたしました。これは預金が前連結会計年度末比2兆2,809億円減少したことによるものです。なお、定期預金は前連結会計年度末比2,065億円減少し、13兆6,280億円となっております。

資本勘定は前連結会計年度末比3,312億円増加し、6,420億円となりました。これは傘下の株式会社りそな銀行に公的資金による資本増強を受けたことや、株式相場の回復によりその他有価証券評価差額金が増加したことなどによるものです。なお、1株当たり純資産額は170円30銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益は前中間連結会計期間比228億円減少し、6,164億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息を中心とした資金運用収益が3,206億円、役務取引等収益が849億円などとなっております。

経常費用は、1兆8,522億円と前中間連結会計期間比1兆2,353億円の大幅な増加となりました。これは、主に不良債権処理を抜本的に行ったことによるものです。グループ全体で自己査定を厳格に実施し、引当を強化したことから、貸倒引当金繰入額が7,552億円、貸出金償却が5,032億円となっております。また、傘下各行とも、保有株式の積極的な売却及び償却を行ったことから、株式等売却益が797億円、株式等償却が195億円、株式等売却損が127億円となっております。

また、システムのアウトソーシング、店舗統廃合や希望退職制度実施等に対する事業再構築引当金の繰入1,041億円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額649億円等を特別損失に計上し、当社グループが早期に再生するために必要な財務改革を行いました。更に、法人税等調整額は、株式会社りそな銀行と株式会社近畿大阪銀行が繰延税金資産の厳格な評価を行い、大幅に取崩した結果、3,545億円となっております。

以上の連結経常損益をセグメント別にみますと、銀行信託業務が1兆1,890億円、金融関連業務も1,448億円とともに経常損失を計上しているのに対し、証券業務が13億円の経常利益を計上しております。なお、所在地別では、本邦の割合が大半を占めております。

以上の結果、連結経常損失は1兆2,358億円、連結中間純損失は1兆7,696億円となりました。また、1株当たり中間純損失は247円61銭となっております。

当社の経営成績につきましては、営業収益258億円、経常利益180億円となりましたが、関係会社株式評価損1兆2,787億円、関係会社健全化損失引当金繰入額2,200億円を特別損失に計上したため、中間純損失1兆4,807億円となりました。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、6.27%となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少により2兆1,343億円の収入があったものの、預金、市場性調達の大幅な減少により、前中間連結会計期間比6,050億円減少し1兆6,231億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、株式の売却や国債残高の減少等により前中間連結会計期間比1,608億円増加し2,901億円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、公的資金による資本増強を受けたことにより1兆9,600億円の収入があったことから前中間連結会計期間比2兆576億円増加し1兆9,143億円の収入となりました。これらの結果、当中間連結会計期間における「現金及び現金同等物」の中間期末残高は前連結会計年度末比5,816億円増加し、2兆9,321億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内2,821億円、海外は80億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ。)では2,836億円となりました。

信託報酬は、129億円となりました。

役務取引等収支及び特定取引収支は国内がその大半を占め、それぞれ合計では593億円、124億円となりました。

また、その他業務収支は、国内は272億円、海外は2億円となり、合計では275億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	301,090	3,623	1,853	302,860
	当中間連結会計期間	282,173	8,073	6,601	283,644
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	352,627	9,541	12,392	349,776
	当中間連結会計期間	325,812	11,629	16,808	320,633
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	51,537	5,918	10,539	46,915
	当中間連結会計期間	43,638	3,556	10,206	36,988
信託報酬	前中間連結会計期間	15,855	—	—	15,855
	当中間連結会計期間	12,933	—	—	12,933
役務取引等収支	前中間連結会計期間	56,302	192	532	55,962
	当中間連結会計期間	59,092	209	—	59,302
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	92,753	279	7,424	85,608
	当中間連結会計期間	84,733	264	56	84,942
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	36,451	86	6,891	29,646
	当中間連結会計期間	25,640	55	56	25,639
特定取引収支	前中間連結会計期間	13,034	—	—	13,034
	当中間連結会計期間	12,470	—	—	12,470
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	13,049	—	—	13,049
	当中間連結会計期間	12,471	—	—	12,471
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	14	—	—	14
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
その他業務収支	前中間連結会計期間	52,069	197	—	52,266
	当中間連結会計期間	27,228	278	—	27,507
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	100,614	197	197	100,614
	当中間連結会計期間	65,890	278	—	66,169
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	48,544	—	197	48,347
	当中間連結会計期間	38,661	—	—	38,661

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は35兆7,873億円(相殺消去前)となりました。このうち、国内は35兆2,255億円、海外は5,618億円となりました。

資金調達勘定平均残高は37兆5,491億円(相殺消去前)となりました。このうち国内は37兆2,673億円、海外は2,817億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.84%、海外は4.12%、合計では1.81%となりました。資金調達勘定の利回りは、国内は0.23%、海外は2.51%、合計では0.19%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	37,351,741	352,627	1.88
	当中間連結会計期間	35,225,546	325,812	1.84
うち貸出金	前中間連結会計期間	29,481,567	314,540	2.13
	当中間連結会計期間	28,004,070	289,025	2.05
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,091,989	31,640	0.89
	当中間連結会計期間	6,730,106	32,196	0.95
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	108,532	21	0.03
	当中間連結会計期間	168,316	7	0.00
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	27	0	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	17,957	1	0.02
	当中間連結会計期間	11,118	1	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	434,871	2,303	1.05
	当中間連結会計期間	185,585	1,000	1.07
資金調達勘定	前中間連結会計期間	39,075,621	51,537	0.26
	当中間連結会計期間	37,267,367	43,638	0.23
うち預金	前中間連結会計期間	33,203,439	22,814	0.13
	当中間連結会計期間	32,871,548	19,456	0.11
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	565,787	354	0.12
	当中間連結会計期間	479,616	187	0.07
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,738,654	760	0.08
	当中間連結会計期間	1,671,532	268	0.03
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	720,649	9	0.00
	当中間連結会計期間	322,252	18	0.01
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	458,174	46	0.02
	当中間連結会計期間	306,608	207	0.13
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	3,497	1	0.06
	当中間連結会計期間	1,606	0	0.04
うち借入金	前中間連結会計期間	1,863,966	20,466	2.19
	当中間連結会計期間	936,401	11,853	2.52

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	569,205	9,541	3.35
	当中間連結会計期間	561,851	11,629	4.12
うち貸出金	前中間連結会計期間	534,784	8,992	3.36
	当中間連結会計期間	291,356	4,201	2.87
うち有価証券	前中間連結会計期間	12,365	78	1.26
	当中間連結会計期間	257,276	6,986	5.41
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	4,359	281	12.91
	当中間連結会計期間	4,983	286	11.47
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	2,306	112	9.76
	当中間連結会計期間	6,843	116	3.39
資金調達勘定	前中間連結会計期間	463,472	5,918	2.55
	当中間連結会計期間	281,785	3,556	2.51
うち預金	前中間連結会計期間	20,808	165	1.59
	当中間連結会計期間	19,203	207	2.15
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,877	16	1.71
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	14,208	127	1.79
	当中間連結会計期間	15,580	194	2.49

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	37,920,947	1,159,840	36,761,106	362,169	12,392	349,776	1.90
	当中間連結会計期間	35,787,398	546,844	35,240,553	337,441	16,808	320,633	1.81
うち貸出金	前中間連結会計期間	30,016,352	952,475	29,063,876	323,532	10,478	313,053	2.15
	当中間連結会計期間	28,295,426	255,563	28,039,862	293,226	3,211	290,015	2.06
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,104,355	148,008	6,956,347	31,718	1,898	29,820	0.85
	当中間連結会計期間	6,987,383	288,827	6,698,556	39,183	13,582	25,600	0.76
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	112,892	461	112,430	302	3	299	0.53
	当中間連結会計期間	173,299	2,010	171,289	294	14	280	0.32
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	27	—	27	0	—	0	0.00
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	17,957	—	17,957	1	—	1	0.02
	当中間連結会計期間	11,118	—	11,118	1	—	1	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	437,177	58,615	378,562	2,416	11	2,405	1.27
	当中間連結会計期間	192,428	163	192,265	1,116	—	1,116	1.15
資金調達勘定	前中間連結会計期間	39,539,093	1,034,802	38,504,290	57,455	10,539	46,915	0.24
	当中間連結会計期間	37,549,153	513,572	37,035,580	47,195	10,206	36,988	0.19
うち預金	前中間連結会計期間	33,224,248	35,961	33,188,287	22,980	0	22,979	0.13
	当中間連結会計期間	32,890,752	363	32,890,389	19,663	—	19,663	0.11
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	565,787	31,600	534,187	354	10	343	0.12
	当中間連結会計期間	479,616	—	479,616	187	—	187	0.07
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,738,654	1,920	1,736,733	760	3	757	0.08
	当中間連結会計期間	1,673,409	2,014	1,671,395	284	14	270	0.03
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	720,649	—	720,649	9	—	9	0.00
	当中間連結会計期間	322,252	—	322,252	18	—	18	0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	458,174	—	458,174	46	—	46	0.02
	当中間連結会計期間	306,608	—	306,608	207	—	207	0.13
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	3,497	—	3,497	1	—	1	0.06
	当中間連結会計期間	1,606	—	1,606	0	—	0	0.04
うち借入金	前中間連結会計期間	1,878,175	953,947	924,227	20,593	10,280	10,313	2.23
	当中間連結会計期間	951,981	255,560	696,420	12,048	73	11,975	3.42

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は849億円、役務取引等費用合計は256億円となり、役務取引等収支では593億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	92,753	279	7,424	85,608
	当中間連結会計期間	84,733	264	56	84,942
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	15,158	12	—	15,170
	当中間連結会計期間	10,802	12	—	10,814
うち為替業務	前中間連結会計期間	22,209	150	74	22,286
	当中間連結会計期間	22,653	156	—	22,809
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	5,126	—	—	5,126
	当中間連結会計期間	2,824	—	—	2,824
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	8,598	—	—	8,598
	当中間連結会計期間	11,699	—	—	11,699
うち代理業務	前中間連結会計期間	4,175	—	—	4,175
	当中間連結会計期間	3,491	—	—	3,491
うち保護預り貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,589	—	—	2,589
	当中間連結会計期間	2,204	—	—	2,204
うち保証業務	前中間連結会計期間	13,378	7	5,581	7,803
	当中間連結会計期間	8,239	7	—	8,247
役務取引等費用	前中間連結会計期間	36,451	86	6,891	29,646
	当中間連結会計期間	25,640	55	56	25,639
うち為替業務	前中間連結会計期間	5,059	61	73	5,047
	当中間連結会計期間	4,789	36	—	4,825

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は124億円、特定取引費用は0億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	13,049	—	—	13,049
	当中間連結会計期間	12,471	—	—	12,471
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	1,320	—	—	1,320
	当中間連結会計期間	2,453	—	—	2,453
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	53	—	—	53
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	11,451	—	—	11,451
	当中間連結会計期間	9,930	—	—	9,930
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	277	—	—	277
	当中間連結会計期間	33	—	—	33
特定取引費用	前中間連結会計期間	14	—	—	14
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	11	—	—	11
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	3	—	—	3
	当中間連結会計期間	0	—	—	0

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間の特定取引資産は6,102億円、特定取引負債は388億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	691,254	—	—	691,254
	当中間連結会計期間	610,203	—	—	610,203
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	39,131	—	—	39,131
	当中間連結会計期間	15,702	—	—	15,702
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	6	—	—	6
	当中間連結会計期間	117	—	—	117
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	222,778	—	—	222,778
	当中間連結会計期間	52,465	—	—	52,465
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	429,338	—	—	429,338
	当中間連結会計期間	541,917	—	—	541,917
特定取引負債	前中間連結会計期間	221,277	—	—	221,277
	当中間連結会計期間	38,842	—	—	38,842
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	14,755	—	—	14,755
	当中間連結会計期間	2,679	—	—	2,679
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	16	—	—	16
	当中間連結会計期間	22	—	—	22
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	206,505	—	—	206,505
	当中間連結会計期間	36,138	—	—	36,138
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	1	—	—	1
	当中間連結会計期間	2	—	—	2

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	33,396,572	15,443	—	33,412,016
	当中間連結会計期間	32,582,401	18,942	295	32,601,049
うち流動性預金	前中間連結会計期間	18,604,503	11,161	—	18,615,665
	当中間連結会計期間	18,069,047	11,947	295	18,080,700
うち定期性預金	前中間連結会計期間	13,799,384	3,827	—	13,803,211
	当中間連結会計期間	13,637,949	6,817	—	13,644,766
うちその他	前中間連結会計期間	992,684	454	—	993,139
	当中間連結会計期間	875,404	177	—	875,581
譲渡性預金	前中間連結会計期間	477,817	—	—	477,817
	当中間連結会計期間	510,896	—	—	510,896
総合計	前中間連結会計期間	33,874,390	15,443	—	33,889,833
	当中間連結会計期間	33,093,297	18,942	295	33,111,945

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年 9 月30日		平成15年 9 月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	29,007,075	100.00	—	—
製造業	3,815,541	13.15	—	—
農業	27,310	0.09	—	—
林業	4,750	0.02	—	—
漁業	4,340	0.02	—	—
鉱業	37,068	0.13	—	—
建設業	1,411,023	4.86	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	89,897	0.31	—	—
運輸・通信業	902,179	3.11	—	—
卸売・小売業、飲食店	3,993,739	13.77	—	—
金融・保険業	1,597,920	5.51	—	—
不動産業	4,261,238	14.69	—	—
サービス業	3,041,061	10.48	—	—
地方公共団体	613,141	2.11	—	—
その他	9,207,863	31.75	—	—
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	—	—	26,970,730	100.00
製造業	—	—	3,382,200	12.54
農業	—	—	27,214	0.10
林業	—	—	4,620	0.02
漁業	—	—	4,595	0.02
鉱業	—	—	27,151	0.10
建設業	—	—	1,239,303	4.59
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	83,127	0.31
情報通信業	—	—	352,231	1.31
運輸業	—	—	824,086	3.06
卸売・小売業	—	—	3,309,056	12.27
金融・保険業	—	—	1,009,242	3.74
不動産業	—	—	3,664,004	13.58
各種サービス業	—	—	2,796,867	10.37
地方公共団体	—	—	648,069	2.40
その他	—	—	9,598,958	35.59
海外及び特別国際金融取引勘定分	89,769	100.00	65,523	100.00
政府等	8,964	9.99	5,921	9.04
金融機関	23,025	25.65	5,201	7.94
その他	57,779	64.36	54,400	83.02
相殺消去額()	655,197	—	—	—
合計	28,441,647	—	27,036,254	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等によるものであります。

3 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成14年 9 月30日	インドネシア	55,193
	ブラジル	62
	アルゼンチン	7
	アルジェリア	5
	ブルガリア	3
	エクアドル	1
	ロシア連邦	0
	合計	55,273
	(資産の総額に対する割合：％)	(0.13)
平成15年 9 月30日	インドネシア	50,946
	アルジェリア	13
	アルゼンチン	7
	エクアドル	1
	ロシア連邦	0
	合計	50,969
	(資産の総額に対する割合：％)	(0.12)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	3,504,867	—	—	3,504,867
	当中間連結会計期間	3,630,681	—	—	3,630,681
地方債	前中間連結会計期間	182,131	—	—	182,131
	当中間連結会計期間	199,632	—	—	199,632
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	757,536	—	—	757,536
	当中間連結会計期間	905,191	—	—	905,191
株式	前中間連結会計期間	1,623,858	—	—	1,623,858
	当中間連結会計期間	1,306,807	—	—	1,306,807
その他の証券	前中間連結会計期間	327,969	1,433	—	329,402
	当中間連結会計期間	362,996	1,600	13,328	351,268
合計	前中間連結会計期間	6,396,362	1,433	—	6,397,796
	当中間連結会計期間	6,405,309	1,600	13,328	6,393,581

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

信託財産の運用 / 受入の状況 (信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	391,363	1.64	287,447	1.18
有価証券	1,677,823	7.03	2,870,613	11.84
信託受益権	20,579,691	86.17	19,937,258	82.23
受託有価証券	385	0.00	28	0.00
金銭債権	726,903	3.04	489,406	2.02
動産不動産	246,382	1.03	280,625	1.16
土地の賃借権	1,857	0.01	1,977	0.01
その他債権	5,489	0.02	4,805	0.02
銀行勘定貸	202,434	0.85	352,271	1.45
現金預け金	49,748	0.21	21,123	0.09
合計	23,882,079	100.00	24,245,559	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	8,607,810	36.04	8,818,738	36.37
年金信託	5,950,696	24.92	5,165,242	21.30
財産形成給付信託	2,451	0.01	2,213	0.01
投資信託	7,487,532	31.35	8,448,563	34.85
金銭信託以外の金銭の信託	288,043	1.21	383,919	1.58
有価証券の信託	230,321	0.96	222,680	0.92
金銭債権の信託	641,690	2.69	400,933	1.65
土地及びその定着物の信託	212,681	0.89	232,054	0.96
土地の賃借権の信託	4,940	0.02	4,935	0.02
包括信託	455,910	1.91	566,277	2.34
合計	23,882,079	100.00	24,245,559	100.00

(注) 1 合算対象の連結子会社

前中間連結会計期間末 株式会社大和銀行、りそな信託銀行株式会社及びあさひ信託銀行株式会社

当中間連結会計期間末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

2 信託財産運用のために再信託された信託を控除して計上しております。

3 「信託受益権」に含まれている資産管理を目的として再信託を行っている金額

前中間連結会計期間末 20,574,805百万円

当中間連結会計期間末 19,933,261百万円

4 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 7,171,589百万円

当中間連結会計期間末 5,241,511百万円

貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

科目	前中間連結会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	6,964	1.78	—	—
農業	1,588	0.40	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	68	0.02	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	3,946	1.01	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.00	—	—
運輸・通信業	1,503	0.38	—	—
卸売・小売業、飲食店	12,171	3.11	—	—
金融・保険業	67,807	17.33	—	—
不動産業	78,926	20.17	—	—
サービス業	13,508	3.45	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
その他	204,877	52.35	—	—
製造業	—	—	4,504	1.57
農業	—	—	1,535	0.53
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	56	0.02
鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	3,213	1.12
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	68	0.02
運輸業	—	—	1,404	0.49
卸売・小売業	—	—	7,301	2.54
金融・保険業	—	—	63,002	21.92
不動産業	—	—	44,892	15.62
各種サービス業	—	—	18,052	6.28
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	143,420	49.89
合計	391,363	100.00	287,447	100.00

(注) 平成14年 3 月 7 日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月 1 日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

元本補てん契約のある信託の運用 / 受入の状況
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	360,542	50.20	254,962	42.49
有価証券	156,124	21.74	125,605	20.93
その他	201,554	28.06	219,511	36.58
資産計	718,220	100.00	600,079	100.00
元本	716,590	99.77	598,919	99.81
債権償却準備金	1,089	0.15	770	0.13
その他	541	0.08	390	0.06
負債計	718,220	100.00	600,079	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含んでおります。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金360,542百万円のうち、破綻先債権額は2,203百万円、延滞債権額は11,708百万円、3ヵ月以上延滞債権額は344百万円、貸出条件緩和債権額は15,670百万円であります。また、これらの債権額の合計は29,927百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金254,962百万円のうち、破綻先債権額は1,627百万円、延滞債権額は12,451百万円、3ヵ月以上延滞債権額は763百万円、貸出条件緩和債権額は8,182百万円であります。また、これらの債権額の合計は23,025百万円であります。

(参考) 資産の査定額

資産の査定は、貸付有価証券、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	60	97
危険債権	78	43
要管理債権	160	89
正常債権	3,306	2,319

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当社は、第二基準を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成14年 9月30日	平成15年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	720,000	1,288,473
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	481,629	1,020,000
	利益剰余金	84,276	1,825,541
	連結子会社の少数株主持分	173,632	302,114
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 ()	138,500	264,200
	その他有価証券の評価差損()	338,109	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式()	21,966	22,021
	為替換算調整勘定	9,569	1,207
	営業権相当額()	108	78
	連結調整勘定相当額()	2,568	—
	計 (A)	1,087,214	761,739
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	70,600	70,600
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	82,413	58,961
	一般貸倒引当金	170,512	150,285
	負債性資本調達手段等	861,980	715,891
	うち永久劣後債務 (注3)	601,868	482,191
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	260,112	233,700
	計	1,114,906	925,138
	うち自己資本への算入額 (B)	1,087,214	761,739
控除項目	控除項目 (注5) (C)	12,967	13,982
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,161,461	1,509,495
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	25,394,014	22,802,103
	オフ・バランス取引項目	1,888,019	1,243,574
	計 (E)	27,282,034	24,045,677
連結自己資本比率(第二基準) = D / E × 100(%)		7.92	6.27

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第13条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第14条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第15条第1項第1号に掲げる銀行持株会社等の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

()優先出資証券の概要

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Capital(Cayman) 1 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成24年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	679億円	706億円
払込日	平成14年9月27日	平成14年3月26日
配当率	平成25年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。	平成24年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^{(注)1} が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^{(注)2} が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)3} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)4} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Finance (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	Series A 330億円 Series B 202億円	Series A 326億円 Series B 249億円	150億円
払込日	平成15年3月28日	平成15年3月28日	平成15年3月28日
配当率	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左	同左
強制配当条項	ある会計年度について当社普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書 ^{(注)1} が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書 ^{(注)2} が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左	同左
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)3} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 4 Limited	Resona Preferred Finance (Cayman) Limited
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注) 4} 不足 (可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合) が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当社が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当社優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当社の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当社が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左	同左
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位	同左	同左

(注) 1 損失吸収事由証明書

当社に財政危機または潜在的な財政危機に伴う一定の事由(損失吸収事由)が発生し継続している場合に当社が発行体に交付する証明書。(ただし、損失吸収事由が以下の ① の場合には、その交付は当社の裁量による。)損失吸収事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。

清算事由の発生(清算手続の開始、破産宣告、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出)

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当社の債権者に送付された場合

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

連結自己資本比率または基本的項目の比率が、適用ある銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

2 配当可能利益制限証明書

当社のある会計年度の可処分配当可能利益が、当該会計年度中に到来する本優先出資証券の配当支払日における配当金総額を下回る場合に、当社が発行体に交付する当該会計年度の可処分配当可能利益を記載した証明書。

3 当行優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

4 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当社の配当可能利益から、当該会計年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、および清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

今般の措置を受け、当社グループは、お客さま、株主の皆さま、および地域社会にとって本当に価値のある銀行グループに生まれ変わるため、「サービス」、「収益構造」、「資産構造」、「企業風土」の4つの改革に取り組んでまいります。

まず、「サービスの改革」につきましては、サービス業の原点に立ち返り、お客さまにとって本当に価値のあるサービスを提供していくため、お客さまの利便性の向上、品質の高い商品・サービスの提供、商品・サービス提供のスピードアップに取り組んでまいります。

「収益構造の改革」につきましては、中小企業向け貸出やローンの増強を目指すとともに、適正な利鞘確保の徹底、手数料収益等の増強により、従来の「量の拡大」から「質の向上」に転換を図ってまいります。また、人員削減の前倒し、各種経費の徹底的な削減等を通してローコスト・オペレーションを実現してまいります。

「資産構造の改革」につきましては、りそな銀行において、管理会計上「再生勘定」に分離した不良債権について、早期の再生手続き、正常債権化に取り組んでいくとともに、価格変動リスクの大きい保有株式の残高圧縮を進めます。また、統合リスク管理、信用リスク管理体制の強化を通して、各種リスクの増大を未然に防ぐ体制を構築してまいります。

「企業風土の改革」につきましては、内向きの経営から脱却し、お客さまや株主の皆さまの方を向いた透明性の高い健全な経営を目指し、コンプライアンスの強化、お客さま重視の姿勢の徹底や収益マインドの向上といった社員の意識改革に取り組めます。また、様々な変革を迅速に実行に移すスピード感ある経営を目指し、グループの業務運営のスピードアップに取り組んでまいります。

これらの改革により、当社グループは、新生「りそな」として生まれ変わります。ただし、地域に密着した金融機関としての姿勢は堅持し、これまで以上に地域のお客さまを大切にする方針を徹底してまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

(株式会社りそなホールディングスと株式会社りそな銀行との株式交換契約)

弊社子会社であるりそな銀行が本年5月30日に行いました公的資金の申請について、内閣総理大臣より同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定をいただきました。

この決定をうけ、本年6月10日、りそな銀行は預金保険機構に対し、総額1兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式を発行することを決議し、また当社とりそな銀行は、りそな銀行の当該新株式と当社株式にかかる株式交換契約を締結いたしました。

当該契約書は、平成15年6月27日開催の当社株主総会および平成15年7月1日開催のりそな銀行株主総会において、それぞれ承認可決されました。

この株式交換は、りそな銀行が預金保険機構に対して発行する株式を当社が取得するとともに、当社が預金保険機構に対して当社株式を割当交付し、預金保険機構が当社の株主となることによって、当社グループのコーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンスの徹底を図ることを目的としております。

株式交換契約書の概要は以下のとおりです。

(1) 株式交換の日

平成15年8月7日

(2) 株式交換により当社が増加すべき資本金および資本準備金

株式交換により当社が増加すべき資本金の額は、9,800億円です。また、当社が増加すべき資本準備金の額は、株式交換の日によりそな銀行に現存する純資産の額によりそな銀行の発行済株式の総数に対する本件株式交換により当社に移転する株式の数の割合を乗じた額から、上記の増加すべき資本金の額を控除した額です。

(3) 株式交換比率

当社が株式交換に際して発行する新株の種類および数は下記のとおりです。当社は、かかる新株を株式交換の日の前日の最終のりそな銀行の株主名簿に記載された株主のうち当社自身を除く株主に対して下記のとおり割合をもって割当交付します。なお、本件については、メリルリンチ日本証券株式会社より、財務的見地から妥当である旨の意見表明を受けております。

当社が発行する新株の種類および数 割当交付の割合

株式の種類	株式の総数	りそな銀行の株式の種類	割当交付する当社株式
普通株式	5,700,739,000株	普通株式 1株	普通株式 0.22株
第1種第一回優先株式	2,750,000,000株	第1種第一回優先株式 1株	第1種第一回優先株式 0.22株
第2種第一回優先株式	2,817,807,861株	第2種第一回優先株式 1株	第2種第一回優先株式 0.22株
第3種第一回優先株式	2,750,000,000株	第3種第一回優先株式 1株	第3種第一回優先株式 0.22株

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(銀行信託業)

	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社 りそな銀行	広島支店	広島県	新築(借室)	銀行店舗	—	596	平成15年6月

当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

(銀行信託業)

	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
株式会社 りそな銀行	旧木更津 支店他4箇所	千葉県他	売却	銀行店舗	2,591	1,198	71	—	1,270	—
	社宅等19 件	大阪府、 京都市他	売却・ 返還	寮・ 社宅他	18,761	1,911	178	—	2,090	—
	千里セン ター他2 件	大阪府他	購入	事務セン ター他	7,359	2,163	7,031	1	9,195	—
	鶴橋支店 他16箇所	大阪府、 兵庫県他	購入	銀行店舗	16,837	5,954	1,932	—	7,887	—
株式会社 埼玉りそ な銀行	旧蒲生支 店他2箇 所	埼玉県	売却・ 返還	銀行店舗	1,913	544	155	—	699	—
株式会 社近畿大 阪銀行	鶴橋東支 店他11箇 所	大阪府他	廃止	銀行店舗	725	103	268	89	462	136
	本町営業 部中之島 センター ビル出張 所他8箇 所	大阪市他	廃止	店舗外現 金自動設 備	—	—	24	11	36	—
	店舗等6 箇所	大阪府他	売却	銀行店舗	2,678	752	144	—	897	—
	社宅等7 箇所	大阪府他	売却	社宅	882	42	30	—	73	—

2 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、集中再生期間における不動産関連費用の削減に向けて、店舗形態の変革、共同店舗化、寮社宅の廃止、遊休不動産等の早期処分を図る予定であります。なお、当該処分等により見込まれる損失については事業再構築引当金を計上しております。

新たに確定した重要な設備の除却等の計画は次のとおりであります。

(銀行信託業)

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	変更の内容
株式会社りそな銀行	旧茅場町支店他27箇所(所有)	東京都、大阪府他	銀行店舗	店舗の廃止等
	旧京都支店他27箇所(賃貸)	東京都、大阪府他	銀行店舗	店舗の廃止等
株式会社近畿大阪銀行	松原市役所前支店他9箇所	大阪府他	銀行店舗	店舗の廃止等
	店舗等7箇所	大阪府他	銀行店舗	売却
	本店ビル	大阪市	店舗・事務所	売却

また、新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(銀行信託業)

	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
株式会社りそな銀行	大阪本社ビル	大阪市	購入	店舗・事務所	27,354	—	自己資金	平成15年12月	平成15年12月
	金剛支店	大阪府	新築(所有)	銀行店舗	442	89	自己資金	平成15年9月	平成16年3月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	73,000,000,000
甲種優先株式	10,970,000
乙種優先株式	680,000,000
丙種優先株式	120,000,000
丁種優先株式	340,000
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	2,750,000,000
第2種優先株式	2,817,807,861
第3種優先株式	2,750,000,000
計	82,449,117,861

(注) 1 「普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

2 丁種優先株式につきましては、定款記載の「発行する株式の総数」は340,000株となっておりますが、当中間会計期間の末日までに、2,000株が普通株式に転換されております。また、平成15年11月17日、94,000株が普通株式に転換され、244,000株となっております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月25日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	11,354,336,418	11,354,715,221	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり(注)1
甲種第一回優先株式	10,970,000	同左	—	(注)2、3
乙種第一回優先株式	680,000,000	同左	—	(注)2、4
丙種第一回優先株式	120,000,000	同左	—	(注)2、5
丁種第一回優先株式	338,000	244,000	—	(注)1、2、6
戊種第一回優先株式	240,000,000	同左	—	(注)2、7
己種第一回優先株式	80,000,000	同左	—	(注)2、8
第1種第一回優先株式	2,750,000,000	同左	—	議決権あり(注)9
第2種第一回優先株式	2,817,807,861	同左	—	議決権あり(注)10
第3種第一回優先株式	2,750,000,000	同左	—	議決権あり(注)11
計	20,803,452,279	20,803,737,082	—	—

- (注) 1 「提出日現在発行数」には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への転換に係る株式数は含まれておりません。
- 2 平成15年6月27日開催の当社第2期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号附則第3条)ならびに当社定款第14条の規定により甲種、乙種、丙種、丁種、戊種および己種第一回優先株式は当社の株主総会における議決権を有しております。
- 3 甲種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 甲種優先配当金

甲種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり甲種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において甲種優先中間配当金を支払ったときは、当該甲種優先中間配当金の額を控除した額とする。

甲種優先株式配当金の額は、甲種優先株式1株につき24円75銭とする。

平成17年4月1日以降、甲種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、上記にかかわらず、甲種優先株式の払込金相当額(1,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の修正年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入)とする。ただし、計算の結果、優先配当金の額が1株につき75円を超える場合は、75円とする。

修正年率 = (「平成17年6月25日および、以降、5年毎の6月25日を年率見直し日として所定の算式により計算される5年円円スワップ・レート」 + 1.0%) × 0.6

非累積条項

ある営業年度において、甲種優先株主に対して支払う利益配当金の額が甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

甲種優先株主に対しては、甲種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

甲種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき甲種優先配当金の額の2分の1を上限として、甲種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき1,000円を支払う。甲種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成37年7月25日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

甲種優先株式1株につき、発行する普通株式数は4,000株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成14年7月26日以降平成36年7月26日まで毎年7月26日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(a) 平成14年7月26日以降、平成16年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、時価 × 1.025につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

(b) 平成17年7月26日以降、平成36年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価}}$$

修正後転換比率が0.2未満となる場合は0.2とし、4.0を超える場合は4.0とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ50取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成37年7月25日までに転換請求のなかった甲種優先株式は、平成37年7月26日をもって、甲種優先株式1株の払込金相当額(1,000円)を平成37年7月26日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、250円を下回るときは、甲種優先株式1株の払込金相当額(1,000円)を250円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

甲種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、甲種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、甲種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

4 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

乙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

非累積条項

ある営業年度において、乙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は3.429株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成14年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

修正後転換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年3月31日までに転換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(600円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(600円)を100円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、乙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

丙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金を控除した額とする。

丙種優先株式配当金の額は、丙種優先株式1株につき6円80銭とする。

ただし、当会社の平成14年3月31日を基準日として支払う丙種優先配当金の額は、上記にかかわらず、丙種優先株式1株につき6円33銭とする。

非累積条項

ある営業年度において、丙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は166円70銭(以下下限転換価額という)とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年1月1日以降平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成27年3月31日までに転換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(500円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166円70銭を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(500円)を166円70銭で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

6 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丁種優先配当金

丁種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丁種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において丁種優先中間配当金を支払ったときは、当該丁種優先中間配当金を控除した額とする。

丁種優先株式配当金の額は、丁種優先株式1株につき10円とする。

非累積条項

ある営業年度において、丁種優先株主に対して支払う利益配当金の額が丁種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき丁種優先配当金の額の2分の1を上限として、丁種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000円を支払う。丁種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成14年3月1日から平成19年7月31日(日本時間)までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は496円30銭とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成14年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、計算の結果修正後転換価額が修正前転換価額を上回る場合は修正前転換価額をもって修正後転換価額とし、また、計算の結果修正後転換価額が496円30銭(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成19年7月31日までに転換請求のなかった丁種優先株式は、平成19年8月1日をもって、丁種優先株式1株の払込金相当額(2,000円)を平成19年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、500円を下回る場合は、丁種優先株式1株の払込金相当額(2,000円)を500円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

丁種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丁種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丁種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

7 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

戊種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金を控除した額とする。

戊種優先株式配当金の額は、戊種優先株式1株につき14円38銭とする。

非累積条項

ある営業年度において、戊種優先株主に対して支払う利益配当金の額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成14年7月1日から平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は359円70銭とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成14年7月1日以降平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が359円70銭(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年11月30日までに転換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359円80銭を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を359円80銭で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

戊種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、戊種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金を控除した額とする。

己種優先株式配当金の額は、己種優先株式1株につき18円50銭とする。

非累積条項

ある営業年度において、己種優先株主に対して支払う利益配当金の額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成15年7月1日から平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は359円70銭とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年7月1日以降平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が359円70銭(以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成26年11月30日までに転換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359円80銭を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250円)を359円80銭で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

9 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、0.908円とする。平成16年4月1日以降は、第1種優先株式1株につき、その払込金相当額(200円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第1種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への転換
転換を請求し得べき期間
平成18年7月1日以降いつでも転換できるものとする。
転換価額
当初転換価額は、平成18年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が28円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
転換価額の修正
当初転換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
転換価額の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。
- (5) 議決権条項
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (6) 新株引受権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 10 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第2種優先配当金
第2種優先配当金
利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金を控除した額とする。
第2種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、0.908円とする。平成16年4月1日以降は、第2種優先株式1株につき、その払込金相当額(200円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第2種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成20年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が20円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

11 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、0.908円とする。平成16年4月1日以降は、第3種優先株式1株につき、その払込金相当額(200円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第3種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成22年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が17円(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年 6月27日 (注) 1	—	6,784,899	—	720,499	731,916	—
平成15年 8月 7日 (注) 2	14,018,546	20,803,446	980,000	1,700,499	829,829	829,829
平成15年 8月12日 (注) 3	—	20,803,446	412,025	1,288,473	—	829,829
平成15年 9月25日 (注) 4	6	20,803,452	—	1,288,473	—	829,829

- (注) 1 平成15年 6月27日開催の定時株主総会の決議により、当期末処理損失に充当するため、資本準備金が731,916百万円減少しております。
- 2 平成15年 8月 7日の株式会社りそな銀行との株式交換により、発行済株式総数が14,018,546千株、資本金が980,000百万円、資本準備金が829,829百万円それぞれ増加しております。
(発行株式数)
普通株式 5,700,739千株
第1種第一回優先株式 2,750,000千株
第2種第一回優先株式 2,817,807千株
第3種第一回優先株式 2,750,000千株
- 3 平成15年 6月27日開催の定時株主総会の決議により、繰越損失の填補のため減資を行いました。減資額と欠損の填補額の差額についてはその他資本剰余金として積み立てております。資本金が412,025百万円減少、その他資本剰余金が40,000百万円増加しております。
- 4 丁種第一回優先株式の普通株式への転換によるものであります。
- 5 平成15年11月17日に丁種第一回優先株式の普通株式への転換により、当該優先株式94千株が減少し、普通株式378千株が増加しております。その結果、発行済株式総数は、284千株増加し、20,803,737千株となりました。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,700,739	50.20
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	223,210	1.96
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	184,435	1.62
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	101,053	0.89
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	93,896	0.82
りそなホールディングス 従業員持株会	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	78,638	0.69
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	70,322	0.61
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,000	0.61
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18番11号	64,589	0.56
日動火災海上保険株式会社	東京都中央区銀座5丁目3番16号	62,875	0.55
計	—	6,649,760	58.56

- (注) 1 当社の完全子会社である株式会社りそな銀行の保有する当社株式は、合併前の株式会社大和銀行が保有していた株式会社近畿大阪銀行普通株式、株式会社奈良銀行普通株式及び単元未満買取自己株式が株式移転により、当社普通株式となったもの及び合併前の株式会社あさひ銀行が保有していた単元未満買取自己株式等が株式交換により、当社株式となったものの合計であります。
- 2 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 223,210千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 101,053千株
- 3 前事業年度末では主要株主でなかった預金保険機構は、当中間会計期間末現在では主要株主となっております。

甲種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社シマノ	大阪府堺市老松町3丁目77番地	5,970	54.42
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区城見1丁目4番27号	5,000	45.58
計	—	10,970	100.00

- (注) 当社の完全子会社である株式会社近畿大阪銀行の保有する上記優先株式は、同行が保有していた株式会社大和銀行(現りそな銀行)甲種第一回優先株式が、株式移転により、当社株式となったものです。

乙種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	680,000	100.00
計	—	680,000	100.00

丙種第一回優先株式

平成15年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目46番 1 号	120,000	100.00
計	—	120,000	100.00

丁種第一回優先株式

平成15年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
エイビー・インターナショナル・ケイマン・トラスト アクティングスルー イッツ トラスティ キーンズゲイト・バンク・アンド・トラスト・カンパニー・リミテッド (常任代理人 株式会社りそな銀行)	Ugland House South Church St., Grand Cayman, Cayman Islands, B.W.I. England (東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 2 号)	338	100.00
計	—	338	100.00

戊種第一回優先株式

平成15年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目46番 1 号	240,000	100.00
計	—	240,000	100.00

己種第一回優先株式

平成15年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町 2 丁目46番 1 号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

第 1 種第一回優先株式

平成15年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町 1 丁目12番 1 号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

第 2 種第一回優先株式

平成15年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町 1 丁目12番 1 号	2,817,807	100.00
計	—	2,817,807	100.00

第 3 種第一回優先株式

平成15年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町 1 丁目12番 1 号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年 9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,835,000	—	(注) 1
	(相互保有株式) 普通株式 220,047,000		
完全議決権株式(その他)	20,555,366,000	20,550,366	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。(注) 2 甲種第一回優先株式に含まれる株式会社近畿大阪銀行の所有分5,000千株には議決権はありません。 (注) 3
普通株式	11,106,251,000	11,106,251	
甲種第一回優先株式	10,970,000	5,970	
乙種第一回優先株式	680,000,000	680,000	
丙種第一回優先株式	120,000,000	120,000	
丁種第一回優先株式	338,000	338	
戊種第一回優先株式	240,000,000	240,000	
己種第一回優先株式	80,000,000	80,000	
第1種第一回優先株式	2,750,000,000	2,750,000	
第2種第一回優先株式	2,817,807,000	2,817,807	
第3種第一回優先株式	2,750,000,000	2,750,000	
単元未満株式	普通株式 26,203,418 第2種第一回優先株式 861	—	1 単元(1,000株)未満の株式 (注) 4
発行済株式総数	20,803,452,279	—	—
総株主の議決権	—	20,550,366	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(自己株式等)」の欄(相互保有株式)には、株主名簿上の株主でない者からの株券喪失登録株式12,000株が含まれております。

2 甲種、乙種、丙種、丁種、戊種および己種第一回優先株式については、平成15年 6月27日開催の当社第2期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、同総会以降、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号附則第3条)ならびに当社定款第14条の規定により当社の株主総会における議決権を有しております。

3 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式6,717,000株(議決権6,717個)が含まれております。

4 上記の「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式327株、株式会社りそな銀行保有の株式560株、株式会社近畿大阪銀行保有の株式836株、株式会社奈良銀行保有の株式191株、コスモ証券株式会社保有の株式850株、津山証券株式会社保有の株式500株、株式会社大和銀カード保有の株式400株、大和ギャランティ株式会社保有の株式650株、近畿大阪信用保証株式会社保有の株式370株、株主名簿上の株主でない者からの株券喪失登録株式1,800株が含まれております。

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそなホ ールディングス	大阪府中央区備後町 2丁目2番1号	1,835,000	—	1,835,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社りそな銀 行	大阪府中央区備後町 2丁目2番1号	184,435,000	—	184,435,000	1.62
株式会社近畿大阪 銀行	大阪府中央区城見1 丁目4番27号	27,642,000	—	27,642,000	0.24
株式会社奈良銀行	奈良市下三条町8番 地	376,000	—	376,000	0.00
コスモ証券株式会 社	大阪府中央区今橋1 丁目8番12号	173,000	—	173,000	0.00
コスモ証券株式会 社株式累積投資口	東京都中央区日本橋 1丁目16番10号	639,000	—	639,000	0.00
津山証券株式会社	岡山県津山市大手町 6番地の8	10,000	—	10,000	0.00
株式会社大和銀カ ード	大阪府中央区備後町 2丁目1番8号	876,000	—	876,000	0.00
大和ギャランティ 株式会社	大阪府中央区北浜2 丁目2番22号	3,919,000	—	3,919,000	0.03
大和ファクター・ リース株式会社	大阪府中央区久太郎 町2丁目5番28号	272,000	—	272,000	0.00
大和銀総合システ ム株式会社	大阪府中央区瓦町1 丁目4番8号	420,000	—	420,000	0.00
近畿大阪信用保証 株式会社	大阪府西区西本町1 丁目4番1号	1,210,000	—	1,210,000	0.01
近畿大阪リース株 式会社	大阪府中央区森ノ宮 中央1丁目12番2号	63,000	—	63,000	0.00
計	—	221,870,000	—	221,870,000	1.95

(注) 株式名簿上は、旧株式会社大和銀行名義、株式会社近畿大阪銀行名義及び旧株式会社あさひ銀行名義とな
っておりますが、各行が実質的に所有していない株式がそれぞれ4,000株(議決権4個)、6,000株(議決権6
個)及び10,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成15年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	61	74	89	105	102	183
最低(円)	54	47	64	83	78	97

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 甲種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(3) 乙種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(4) 丙種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(5) 丁種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(6) 戊種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(7) 己種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(8) 第1種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(9) 第2種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

(10) 第3種第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されていません。

3 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

新任役員

該当ありません。

退任役員

該当ありません。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役(非常勤)	取締役兼代表執行役副社長	中 島 喜 勝	平成15年10月 1 日

(2) 執行役の状況

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
執行役	リスク統括部長	中 村 重 治	昭和28年9月17日	昭和51年4月 平成10年7月 平成11年6月 平成15年3月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年10月 平成15年10月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 国際業務部アジア室 長 同 市場営業部長 りそな銀行 市場営業部長 同 執行役 市場営業部長 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部長(現任) りそな銀行 執行役 リスク統括 部長(現任) りそな信託銀行 取締役(非常 勤)(現任)	15
執行役	業務管理部 システム企画 室長	田 中 卓	昭和27年9月10日	昭和50年4月 平成9年1月 平成10年7月 平成13年4月 平成14年6月 平成15年3月 平成15年10月 平成15年10月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 住道支店長 同 御堂筋支店長 同 営業統括部ローン事業部長 同 船場支店長 りそな銀行 船場支店長 りそなホールディングス 執行役 業務管理部システム企画室長(現 任) りそな銀行 執行役 システム部 長(現任) 奈良銀行 取締役(非常勤)(現任)	8
執行役	業務管理部長	石 井 進	昭和28年4月8日	昭和51年4月 平成9年7月 平成11年6月 平成14年3月 平成15年3月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年10月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 朝霞支店長 同 金融基礎研究所長 同 個人部長 りそな銀行 個人部長 りそなホールディングス 事務・ システム部長 同 執行役 業務管理部長(現任) 埼玉りそな銀行 取締役(非常勤) (現任)	9
執行役	企画部IR室担 当 広報部担当	深 井 慎	昭和29年4月19日	昭和53年4月 平成10年4月 平成13年4月 平成14年3月 平成14年10月 平成15年10月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 企画部IR室長 同 広報・IR部長 大和銀ホールディングス 広報部 長 りそなホールディングス 広報部 長 同 執行役 企画部IR室担当兼広 報部担当(現任)	8
執行役	企画部担当	上 林 義 則	昭和30年10月15日	昭和53年4月 平成10年7月 平成13年7月 平成13年9月 平成13年12月 平成14年10月 平成15年6月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年10月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 企画部広報室長 同 総合企画部企画部次長兼広報 室長 同 総合企画部企画部次長 大和銀ホールディングス 企画部 次長 りそなホールディングス 企画部 次長 同 企画部部付部長 同 企画部長 りそなホールディングス 執行役 企画部担当(現任) りそな銀行 執行役 企画部担当 (現任) 近畿大阪銀行 取締役(非常勤) (現任)	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
執行役	業務管理部 人事企画室長	山 岡 和 馬	昭和29年 3月18日	昭和53年 4月 平成10年10月 平成11年 4月 平成12年 6月 平成15年 2月 平成15年 4月 平成15年 7月 平成15年 9月 平成15年 9月 平成15年10月 平成15年10月	日本長期信用銀行 入行 同 審査部 参事役 東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 開発推進部門担当課長 同 事業創造本部 事業推進部門担当課長 ジェイアール東日本パーソナルサービス 出向 ビジネスサポート事業本部長 ジェイアール東日本パーソナルサービス 出向 常務取締役 ビジネスサポート事業本部長 りそなホールディングス 監査部 部付部長 同 人事部長 りそな銀行 人事部部付部長 りそなホールディングス 執行役 業務管理部人事企画室長(現任) りそな銀行 執行役 人材サービス部長(現任)	—
執行役	競争力向上委員会事務局 部長	永 井 正 哲	昭和32年 1月19日	昭和54年 4月 平成10年 7月 平成13年 7月 平成15年 1月 平成15年 3月 平成15年 8月 平成15年 9月 平成15年10月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 秘書室秘書役 同 高槻支店長 同 御堂筋支店長 りそな銀行 御堂筋支店長 りそなホールディングス 企画部 部付部長 同 競争力向上委員会事務局部長 同 執行役 競争力向上委員会事務局部長(現任) りそな銀行 執行役 企画部業革推進室長(現任)	14
執行役	財務部長	東 和 浩	昭和32年 4月25日	昭和57年 4月 平成10年 5月 平成11年11月 平成12年 4月 平成12年 6月 平成12年 7月 平成13年 4月 平成15年 3月 平成15年 6月 平成15年 6月 平成15年10月 平成15年10月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 鶴ヶ島支店長 同 企画部副部長 同 戦略事業部副部長 同 事業開発部副部長 同 企画部副部長 同 企画部次長 りそなホールディングス 企画部 次長 同 企画部部付部長 同 財務部長 同 執行役 財務部長(現任) りそな銀行 執行役 企画部(財務)担当(現任)	5

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務執行役	経営企画部門 (企画部、財務部、広報部) 担当	西 島 康 二	平成15年 9月30日
常務執行役	業務管理部門担当	川 崎 博 司	平成15年 9月30日
執行役	経営管理部門担当、 リスク統括部長	高 橋 実	平成15年 9月30日
執行役	営業企画部門担当、 営業統括部長	西 野 実	平成15年 9月30日

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 関連事業部長	執行役 経営企画部門(関連事業部) 担当、関連事業部長	和 田 幹 彦	平成15年10月 1 日

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3 前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	2,017,015	4.83	3,076,145	7.70	2,445,016	5.70
コールローン及び買入手形	8	150,749	0.36	154,581	0.39	110,500	0.26
債券貸借取引支払保証金		12,391	0.03	7,576	0.02	6,349	0.01
買入金銭債権		3,491	0.01	4,106	0.01	14,307	0.03
特定取引資産	8	691,254	1.66	610,203	1.53	512,733	1.20
金銭の信託		66,677	0.16	51,025	0.13	70,450	0.16
有価証券	1,2, 8	6,397,796	15.31	6,393,581	16.01	6,469,988	15.08
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	28,441,647	68.06	27,036,254	67.68	29,170,585	68.01
外国為替	7	159,378	0.38	116,276	0.29	181,473	0.42
その他資産	8	1,204,436	2.88	1,052,255	2.63	1,129,269	2.63
動産不動産	8, 11,12	818,330	1.96	771,969	1.93	784,413	1.83
繰延税金資産		836,198	2.00	96,765	0.24	522,986	1.22
連結調整勘定		2,568	0.01	—	—	1,840	0.01
支払承諾見返		1,910,909	4.57	2,128,735	5.33	2,273,330	5.30
貸倒引当金		919,047	2.20	1,539,590	3.85	801,312	1.86
投資損失引当金		7,115	0.02	15,070	0.04	—	—
資産の部合計		41,786,684	100.00	39,944,814	100.00	42,891,933	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年 9 月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	33,412,016	79.96	32,601,049	81.62	34,881,992	81.33
譲渡性預金		477,817	1.14	510,896	1.28	428,666	1.00
コールマネー及び売渡手形	8	1,620,718	3.88	763,666	1.91	2,037,096	4.75
売現先勘定	8	326,996	0.78	304,479	0.76	283,991	0.66
債券貸借取引受入担保金	8	185,815	0.45	236,429	0.59	31,963	0.07
コマーシャル・ペーパー		20,000	0.05	—	—	6,000	0.01
特定取引負債		221,277	0.53	38,842	0.10	44,053	0.10
借入金	8,13	882,650	2.11	705,885	1.77	720,646	1.68
外国為替		9,243	0.02	7,489	0.02	7,666	0.02
社債	14	492,433	1.18	363,991	0.91	381,550	0.89
信託勘定借		202,434	0.49	352,271	0.88	267,600	0.63
その他負債	8,10	716,163	1.71	715,443	1.79	828,379	1.93
賞与引当金		8,563	0.02	—	—	8,108	0.02
退職給付引当金		14,009	0.03	23,341	0.06	12,622	0.03
債権売却損失引当金		12,412	0.03	5,976	0.01	10,115	0.02
特定債務者支援引当金		—	—	82,932	0.21	—	—
事業再構築引当金		—	—	104,102	0.26	—	—
特別法上の引当金		187	0.00	157	0.00	12	0.00
繰延税金負債		0	0.00	649	0.00	600	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11	72,487	0.17	52,999	0.13	55,842	0.13
連結調整勘定		—	—	1,275	0.00	—	—
支払承諾		1,910,909	4.57	2,128,735	5.33	2,273,330	5.30
負債の部合計		40,586,137	97.12	39,000,616	97.63	42,280,240	98.57
(少数株主持分)							
少数株主持分		173,632	0.42	302,114	0.76	300,849	0.70
(資本の部)							
資本金		720,000	1.72	1,288,473	3.23	720,499	1.68
資本剰余金		481,629	1.15	1,020,000	2.55	322,713	0.75
利益剰余金		84,277	0.20	1,825,543	4.57	754,826	1.75
土地再評価差額金	11	110,654	0.27	78,025	0.20	82,211	0.19
その他有価証券評価差額金		338,109	0.81	104,356	0.26	28,234	0.07
為替換算調整勘定		9,569	0.02	1,207	0.00	9,531	0.02
自己株式		21,966	0.05	22,021	0.06	21,989	0.05
資本の部合計		1,026,915	2.46	642,083	1.61	310,842	0.73
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		41,786,684	100.00	39,944,814	100.00	42,891,933	100.00

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		639,264	100.00	616,425	100.00	1,259,259	100.00
資金運用収益		349,776		320,633		688,267	
(うち貸出金利息)		(313,053)		(290,015)		(614,409)	
(うち有価証券利息配当金)		(29,820)		(25,600)		(58,883)	
信託報酬		15,855		12,933		37,721	
役務取引等収益		85,608		84,942		175,701	
特定取引収益		13,049		12,471		23,592	
その他業務収益		100,614		66,169		161,021	
その他経常収益	1	74,359		119,276		172,954	
経常費用		616,906	96.50	1,852,247	300.48	1,769,403	140.51
資金調達費用		46,948		37,025		89,110	
(うち預金利息)		(22,979)		(19,663)		(45,099)	
役務取引等費用		29,646		25,639		63,464	
特定取引費用		14		0		60	
その他業務費用		48,347		38,661		31,832	
営業経費		267,207		277,817		597,675	
その他経常費用	2	224,742		1,473,102		987,260	
経常利益 (は経常損失)		22,358	3.50	1,235,821	200.48	510,143	40.51
特別利益	3	3,911	0.61	30,022	4.87	8,378	0.67
特別損失	4	10,936	1.71	204,005	33.10	22,421	1.78
税金等調整前中間(当期) 純利益(は税金等調整前 中間(当期)純損失)		15,333	2.40	1,409,805	228.71	524,186	41.62
法人税、住民税及び事業税		5,454	0.85	4,422	0.72	10,767	0.86
法人税等調整額		4,227	0.66	354,518	57.50	300,788	23.89
少数株主利益		587	0.09	895	0.15	1,891	0.15
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		13,518	2.12	1,769,641	287.08	837,633	66.52

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		1,417,089	322,713	1,417,089
資本剰余金増加高		—	1,020,000	499
増資による資本剰余金増加高		—	980,000	499
減資による資本剰余金増加高		—	40,000	—
自己株式処分差益		—	0	—
資本剰余金減少高		935,460	322,713	1,094,875
欠損てん補による 資本準備金取崩		935,460	282,713	935,460
欠損てん補による その他資本剰余金取崩		—	40,000	—
合併に伴う資本剰余金減少高		—	—	159,415
資本剰余金中間期末(期末)残高		481,629	1,020,000	322,713
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		857,181	754,826	857,181
利益剰余金増加高		951,626	698,924	950,156
中間(当期)純利益		13,518	—	—
減資による欠損てん補		—	372,025	—
欠損てん補による 資本準備金取崩		935,460	282,713	935,460
欠損てん補による その他資本剰余金取崩		—	40,000	—
土地再評価差額金取崩		2,647	4,185	14,696
利益剰余金減少高		10,167	1,769,641	847,801
中間(当期)純損失		—	1,769,641	837,633
配当金		10,167	—	10,167
利益剰余金中間期末(期末)残高		84,277	1,825,543	754,826

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益(は税金等調整前 中間(当期)純損失)		15,333	1,409,805	524,186
減価償却費		52,955	52,526	117,446
連結調整勘定償却額		1,041	3,453	1,402
持分法による投資損益()		473	843	4,518
貸倒引当金の増加額		139,991	738,277	249,294
投資損失引当金の増加額		7,070	15,070	45
債権売却損失引当金の増加額		7,600	4,139	9,897
特定債務者支援引当金の 増加額		—	82,932	—
事業再構築引当金の増加額		—	104,102	—
賞与引当金の増加額		229	8,112	706
退職給付引当金の増加額		3,009	10,713	4,640
資金運用収益		349,776	320,633	688,267
資金調達費用		46,948	37,025	89,110
有価証券関係損益()		19,127	60,569	259,345
金銭の信託の運用損益()		49	396	237
為替差損益()		5,428	7,898	2,630
動産不動産処分損益()		8,980	8,176	19,772
証券事故損失		1,788	—	—
特定取引資産の純増()減		45,636	98,571	136,059
特定取引負債の純増減()		858	12,949	172,872
貸出金の純増()減		1,601,937	2,134,331	683,133
預金の純増減()		409,700	2,280,943	1,074,881
譲渡性預金の純増減()		378,331	82,229	427,482
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減()		22,249	12,226	111,051
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		117,535	49,552	296,152
コールローン等の純増()減		47,513	33,879	18,151

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増()減		3,264	1,227	2,777
コールマネー等の純増減()		881,150	1,252,942	507,777
コマーシャル・ペーパーの 純増減()		—	6,000	14,000
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		21,681	204,466	677,857
外国為替(資産)の純増()減		524,005	65,196	438
外国為替(負債)の純増減()		284	176	9,368
普通社債の発行・償還による 純増減()		7,100	—	8,800
信託勘定借の純増減()		10,907	84,671	54,258
資金運用による収入		365,982	328,872	710,370
資金調達による支出		45,396	37,768	90,145
その他		341,630	32,369	95,177
小計		999,131	1,611,125	144,586
法人税等の支払額		18,895	11,985	21,050
営業活動による キャッシュ・フロー		1,018,026	1,623,110	165,637
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		10,090,785	7,475,235	18,274,495
有価証券の売却による収入		9,906,942	7,459,700	17,727,030
有価証券の償還による収入		371,440	327,454	640,339
金銭の信託の増加による支出		28,000	61,986	32,000
金銭の信託の減少による収入		5,007	81,409	5,082
動産不動産の取得による支出		41,942	51,336	118,672
動産不動産の売却による収入		6,619	10,102	26,485
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出		—	—	9,969
投資活動による キャッシュ・フロー		129,281	290,107	36,199

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		14,000	—	58,000
劣後特約付借入金返済 による支出		127,500	27,000	284,500
劣後特約付社債の償還 による支出		88,200	16,200	202,939
株式の発行による収入		—	1,960,000	999
少数株主への株式の発行 による収入		800	—	800
優先出資証券の発行 による収入		67,900	—	193,600
配当金支払額		9,886	—	10,189
少数株主への配当金支払額		318	2,380	423
自己株式の取得による支出		34	31	91
自己株式の売却による収入		—	1	—
財務活動による キャッシュ・フロー		143,239	1,914,390	244,744
現金及び現金同等物 に係る換算差額		331	226	913
現金及び現金同等物 の増加額		1,031,653	581,614	445,667
現金及び現金同等物 の期首残高		2,796,180	2,350,512	2,796,180
子会社の合併に伴う 現金及び現金同等物の増加額		—	0	—
新規連結に伴う現金及び 現金同等物の増加額		0	—	—
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,764,528	2,932,127	2,350,512

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
-----	-----	当社は、当連結会計年度末において、第二基準に係る連結自己資本比率が4%を下回り、銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)第3条第1項の表の「第1区分」に該当したため、平成15年5月17日、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。また、当社の子会社である株式会社りそな銀行は、当連結会計年度末において、国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回り、銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)第1条第1項及び第2項の表の「第1区分」に該当したため、同日、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。 当該状況を踏まえ、内閣総理大臣は、同日、金融危機対応会議の議を経て、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。これを受けて、当該状況を解消すべく、同行において平成15年5月30日に預金保険機構に対して、総額1兆9,600億円の公的資金による資本増強の申込みを行うとともに、当社と同行は、平成15年6月2日に、金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。 この資本増強の申込みに関しましては、平成15年6月10日に内閣総理大臣により同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		株式会社りそな銀行ではこの決定を受け、平成15年6月10日に臨時株主総会で、発行する株式の総数を増加させる旨の定款変更が決議されました。これを受けて、同行は同日の取締役会において、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行することを決議しました。なお、新株発行は、平成15年7月1日を予定しております。 さらに、当社及び株式会社りそな銀行は、平成15年6月10日に、株式交換契約を締結いたしました。株式会社りそな銀行が預金保険機構に対して発行する株式を当社が取得するとともに、当社が預金保険機構に対して当社株式を割当交付し、預金保険機構が当社の株主となります。 当社では、これらを実行することを通じて、自己資本の十分な回復を図る予定です。 連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映しておりません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 58社 主要な会社名 株式会社大和銀行 株式会社近畿大阪銀行 株式会社奈良銀行 株式会社あさひ銀行 大和銀行信託銀行株式会社 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行、Resona Preferred Capital (Cayman) 1 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman) 2 Limited及びResona Preferred Capital (Cayman) 3 Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。近畿大阪信用保証株式会社は、前連結会計年度までは持分法適用の関連会社でしたが、株式の追加取得により当中間連結会計期間から連結しております。また、あさひ銀総合サービス株式会社は、当中間連結会計期間において連結子会社であるあさひ銀キャリアサービス株式会社と合併いたしました。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi S/C Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 60社 主要な会社名 株式会社りそな銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社近畿大阪銀行 株式会社奈良銀行 りそな信託銀行株式会社 大和モーゲージ株式会社は、連結子会社である共同抵当証券株式会社と合併いたしました。共に連結子会社である大和銀企業投資株式会社及びあさひ銀事業投資株式会社は合併し、社名をりそなキャピタル株式会社といたしました。株式会社近畿大阪中小企業研究所は、前連結会計年度までは持分法適用の関連会社でしたが、共に連結子会社である株式会社大和銀総合研究所及び株式会社あさひ銀総合研究所と合併し、社名をりそな総合研究所株式会社といたしました。WSR Servicing Company, Inc. は、清算により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 64社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi S/C Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 8 社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 あさひりてール証券株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi S/C Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Triangle Asset Management Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 6 社 主要な会社名 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社 会社名 Triangle Asset Management Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社 7 社 主要な会社名 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi S/C Ltda. (4) 持分法非適用の関連会社 会社名 Triangle Asset Management Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6 月末日 8 社 9 月末日 50 社 (2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6 月末日 7 社 9 月末日 53 社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12 月末日 8 社 3 月末日 56 社 (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4 資本連結手続に関する事項	株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続は、株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社あさひ銀行については持分プーリング法を適用しております。また、株式会社奈良銀行についてはパーチェス法を適用しております。	株式交換及び株式移転制度を利用して完全親子会社関係を創設する場合の資本連結手続は、株式会社りそな銀行(旧株式会社大和銀行)及び旧株式会社あさひ銀行)及び株式会社近畿大阪銀行については持分プーリング法を適用しております。また、株式会社奈良銀行についてはパーチェス法を適用しております。	同左

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
5 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左 (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分計算しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左 ソフトウェア 同左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 動産不動産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）及び貸出条件緩和債権等を有する債務	(5) 貸倒引当金の計上基準 主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、主として、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。 なお、一部の連結子会社の保有する破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,025,037百万円であります。	者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債務額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債	分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下「DCF法」という)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,526,411百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,132,444百万円であります。 なお、当連結会計年度より、平成15年 2 月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ債権についてDCF法を適用したことに伴い、経常損失は、従来の方法によった場合に比べ、87,572百万円増加しております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる金額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	-----
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	-----	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～10年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～10年)による定額法により損益処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～10年)による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年～15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	なお、会計基準変更時差異(229,357百万円)については、主として下記の年数による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 ・株式会社大和銀行 10年 ・株式会社近畿大阪銀行 15年 ・株式会社あさひ銀行 5年	一部の連結子会社の会計基準変更時差異については、9年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 (会計方針の変更) 一部の国内の連結される銀行子会社の会計基準変更時差異については、従来、主として10年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「その他資産」は51,059百万円減少、「退職給付引当金」は13,863百万円増加及び「税金等調整前中間純損失」は64,923百万円増加しております。 (追加情報) 一部の国内の連結される銀行子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。	なお、会計基準変更時差異については、主として下記の年数による按分額を費用処理しております。 ・株式会社りそな銀行 10年 ・株式会社埼玉りそな銀行 10年 ・株式会社近畿大阪銀行 15年

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		一部の国内の連結される銀行子会社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。この処理に伴い、「税金等調整前中間純損失」は23,850百万円増加し、また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、142,989百万円であります。	
	(9) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 同左	(9) 債権売却損失引当金の計上基準 同左
	-----	(9) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	-----

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	-----	(10)事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステムのアウトソーシング等、店舗統廃合、希望退職制度の実施及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。	-----
	(10)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金 0 百万円及び証券取引責任準備金 187 百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ)証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、銀行業を営む国内連結子会社は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、証券業を営む国内連結子会社は証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。	(11)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 157百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、銀行業を営む国内連結子会社は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。	(10)特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 12百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、銀行業を営む国内連結子会社は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式等を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(12)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式等を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。 (会計方針の変更) 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。 なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(14) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。 この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び	(11)外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式等を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナショナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。 また、先物外国為替取

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方によった場合と比較して、「特定取引資産」は3,149百万円増加、「その他資産」は3,868百万円増加、「特定取引負債」は9,503百万円増加及び「その他負債」は2,485百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。 また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して「その他資産」は12,016百万円増加、「その他負債」は12,016百万円増加しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。
	(12)リース取引の処理方法 国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13)リース取引の処理方法 同左	(12)リース取引の処理方法 同左
	(13)重要なヘッジ会計の方法 一部の銀行業を営む国内連結子会社のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から	(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスクヘッジ (追加情報) 一部の銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関	(13)重要なヘッジ会計の方法 一部の銀行業を営む国内連結子会社のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはありますが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。 ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末に	生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 また、一部の銀行業を営む国内連結子会社は外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		おける「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は58,776百万円、繰延ヘッジ利益は78,028百万円です。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 一部の銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。 また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外	

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。 (八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。 一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジを行っております。	

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会 社の消費税及び地方消 費税の会計処理は、主 として税抜方式によっ ております。	(15)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
	-----	-----	(15)その他連結財務諸表作 成のための重要な事項 自己株式及び法定準 備金の取崩等に関す る会計基準 「自己株式及び法定 準備金の取崩等に関 する会計基準」(企 業会計基準第1号) が平成14年 4 月 1 日 以後に適用されるこ とになったことに伴 い、当連結会計年度 から同会計基準を適 用しております。こ れによる当連結会計 年度の資産及び資本 に与える影響は軽微 であります。 なお、連結財務諸表 規則及び銀行法施行 規則の改正により、 当連結会計年度にお ける連結貸借対照表 の資本の部及び連結 剰余金計算書につい ては、改正後の連結 財務諸表規則及び銀 行法施行規則により 作成しております。 1株当たり当期純利 益に関する会計基準 「1株当たり当期純 利益に関する会計基 準」(企業会計基準 第2号)及び「1株 当たり当期純利益に 関する会計基準の適 用指針」(企業会計 基準適用指針第4 号)が平成14年 4 月 1 日以後開始する連 結会計年度に係る連 結財務諸表から適用

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
			されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
(外貨建取引等会計基準) 銀行業務を営む国内連結子会社は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 一部の銀行業務を営む国内連結子会社は、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナショナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。また、先物外国為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。 なお、資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	-----	-----

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 また、異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。		
(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準) 当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年 2 月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産及び資本に与える影響は軽微であります。 なお、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。	-----	-----

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
(中間連結貸借対照表関係) 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により改正されたことに伴い、前連結会計年度において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」(前連結会計年度末9,126百万円)及び「その他負債」に含めて表示していた「債券貸付取引担保金」(前連結会計年度末709,821百万円)は、当中間連結会計期間からは、それぞれ「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。	-----	-----
(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度における「債券借入取引担保金の純増()減」、「債券貸付取引担保金の純増減()」は当中間連結会計期間から、それぞれ、「債券貸借取引支払保証金の純増()減」、「債券貸借取引受入担保金の純増減()」として記載しております。	-----	-----

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
-----	-----	当社の連結子会社である株式会社りそな銀行の東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、株式会社りそな銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金5,191百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、株式会社りそな銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金11,394百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、株式会社りそな銀行を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。 このように株式会社りそな銀行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当連結会計年度は2,300百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は7,822百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、2,871百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。 また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。平成14年4月4日に、株式会社りそな銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、株式会社りそな銀行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は6,581百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、2,415百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,336百万円及び出資金234百万円が含まれております。 2 賃貸借契約により貸し付けている有価証券が「有価証券」中の株式に22,587百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差入れている有価証券は90,843百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせず所有しているものは2,636百万円であります。 3 貸出金のうち、破綻先債権額は181,208百万円、延滞債権額は1,545,128百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処分額は、667百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,109百万円及び出資金234百万円が含まれております。 2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式に9,890百万円含まれております。また、賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に13,808百万円含まれております。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,300百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせず所有しているものは969百万円であります。 3 貸出金のうち、破綻先債権額は152,782百万円、延滞債権額は1,586,129百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式20,347百万円及び出資金234百万円が含まれております。 2 賃貸借契約により貸し付けている有価証券は「有価証券」中の株式に8,165百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券は78,100百万円で売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しており、すべて担保に差し入れております。 3 貸出金のうち、破綻先債権額は161,475百万円、延滞債権額は1,034,096百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、12,951百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は132,698百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,388,280百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,247,316百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処分額は、667百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は569,164百万円であります。	また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は55,903百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,350,244百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,145,059百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は495,481百万円であります。	また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は70,770百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,738,585百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,004,926百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、12,951百万円であります。なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は640,609百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 50,060百万円 特定取引 315,874百万円 資産 有価証券 2,969,711百万円 貸出金 1,068,680百万円 その他資産 18,150百万円 担保資産に対応する債務 預金 50,439百万円 コールマ ネー及び 1,487,300百万円 売渡手形 売現先 326,996百万円 勘定 債券貸借 取引受入 185,490百万円 担保金 借入金 140,521百万円 その他負債 25,023百万円 上記のほか、為替決済、デリ バティブ取引等の担保あるい は先物取引証拠金等の代用と して、現金預け金1,087百万 円、特定取引資産280百万 円、有価証券1,179,570百万 円、貸出金13,689百万円、そ の他資産20,031百万円を差し 入れております。 また、関係会社等の借入金の 担保として、現金預け金 15,000百万円を差し入れてお ります。 なお、動産不動産のうち保証 金権利金は139,686百万円、 その他資産のうち先物取引差 入証拠金は516百万円であり ます。 9 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申 し出を受けた場合に、契約上 規定された条件について違反 がない限り、一定の限度額ま で資金を貸付けることを約す る契約であります。これらの 契約に係る融資未実行残高 は、9,130,945百万円であり ます。このうち原契約期間が 1年以内のもの又は任意の時 期に無条件で取消可能なもの が9,000,798百万円ありま す。	8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 コールロー ン及び 30,000百万円 買入手形 特定取引 308,845百万円 資産 有価証券 3,143,617百万円 貸出金 623,078百万円 その他資産 37,114百万円 担保資産に対応する債務 預金 30,634百万円 コールマ ネー及び 692,600百万円 売渡手形 売現先 304,479百万円 勘定 債券貸借 取引受入 236,131百万円 担保金 借入金 72,331百万円 その他負債 26,735百万円 上記のほか、為替決済、デリ バティブ取引等の担保あるい は先物取引証拠金等の代用と して、現金預け金16,177百万 円、特定取引資産379百万 円、有価証券801,557百万 円、その他資産28,071百万円 を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証 金権利金は120,765百万円、 その他資産のうち先物取引差 入証拠金は538百万円であり ます。 9 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申 し出を受けた場合に、契約上 規定された条件について違反 がない限り、一定の限度額ま で資金を貸付けることを約す る契約であります。これらの 契約に係る融資未実行残高 は、9,067,261百万円であり ます。このうち原契約期間が 1年以内のもの又は任意の時 期に無条件で取消可能なもの が9,054,544百万円ありま す。	8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 159百万円 特定取引 285,982百万円 資産 有価証券 2,961,470百万円 貸出金 690,533百万円 その他資産 77,681百万円 担保資産に対応する債務 預金 61,888百万円 コールマ ネー及び 1,916,327百万円 売渡手形 売現先 283,991百万円 勘定 借入金 118,603百万円 その他負 債 42,263百万円 上記のほか、為替決済、デリ バティブ取引等の担保あるい は先物取引証拠金等の代用と して、現金預け金13,227百万 円、特定取引資産640百万 円、有価証券1,084,872百万 円、その他資産34,457百万円 を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証 金権利金は127,970百万円、 その他資産のうち先物取引差 入証拠金は396百万円であり ます。 9 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申 し出を受けた場合に、契約上 規定された条件について違反 がない限り、一定の限度額ま で資金を貸付けることを約す る契約であります。これらの 契約に係る融資未実行残高 は、8,640,498百万円であり ます。このうち原契約期間が 1年以内のもの又は任意の時 期に無条件で取消可能なもの が8,520,570百万円ありま す。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は94,782百万円、繰延ヘッジ利益の総額は110,207百万円であります。	10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は62,580百万円、繰延ヘッジ利益の総額は67,416百万円であります。	10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は80,310百万円、繰延ヘッジ利益の総額は97,428百万円であります。
11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日	11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日	11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 57,569百万円
12 動産不動産の減価償却累計額 667,536百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 642,524百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 651,454百万円
13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金597,000百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金457,000百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金484,000百万円が含まれております。
14 社債には、劣後特約付社債422,033百万円が含まれております。	14 社債には、劣後特約付社債295,291百万円が含まれております。	14 社債には、劣後特約付社債312,850百万円が含まれております。
15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、合同運用指定金銭信託716,590百万円であります。	15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託598,919百万円であります。	15 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、合同運用指定金銭信託596,348百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 その他経常収益には、株式等売却益20,648百万円を含んでおります。 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額71,521百万円、貸出金償却74,854百万円、株式等売却損8,723百万円、株式等償却14,923百万円を含んでおります。 3 特別利益には、償却債権取立益3,679百万円を含んでおります。 4 特別損失には、動産不動産処分損9,095百万円、連結子会社であるコスモ証券株式会社の証券事故損失1,788百万円を含んでおります。	1 その他経常収益には、株式等売却益79,779百万円を含んでおります。 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額755,238百万円、貸出金償却503,254百万円、特定債務者支援引当金繰入額82,932百万円、投資損失引当金繰入額15,070百万円、株式等償却19,513百万円、株式等売却損12,719百万円を含んでおります。 3 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解により、東京都から還付される事業税及び加算金13,326百万円、賞与引当金戻入益7,357百万円、償却債権取立益6,587百万円を含んでおります。 4 特別損失には、事業再構築引当金繰入額104,102百万円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額64,923百万円、厚生年金基金代行部分返上に伴う損失23,850百万円を含んでおります。	2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額229,212百万円、貸出金償却244,854百万円、株式等売却損26,267百万円、株式等償却308,960百万円を含んでおります。 3 特別利益には、償却債権取立益7,395百万円を含んでおります。 4 特別損失は、動産不動産処分損20,633百万円、連結子会社であるコスモ証券株式会社の証券事故損失1,788百万円です。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 平成14年 9 月30日現在 現金預け金 2,017,015百万円 勘定 日本銀行以外 の金融機関 252,487百万円 への預け金 現金及び 現金同等物 1,764,528百万円	現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関 係 平成15年 9 月30日現在 現金預け金 3,076,145百万円 勘定 日本銀行以外 の金融機関 144,017百万円 への預け金 現金及び 現金同等物 2,932,127百万円	現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 平成15年 3 月31日現在 現金預け金 2,445,016百万円 勘定 日本銀行以外 の金融機関 94,503百万円 への預け金 現金及び 現金同等物 2,350,512百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
(借主側)	(借主側)	(借主側)
1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額	・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額	・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額 取得価額相当額
動産 33,220百万円	動産 24,969百万円	動産 31,856百万円
その他 642百万円	その他 765百万円	その他 814百万円
合計 33,862百万円	合計 25,734百万円	合計 32,670百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 21,010百万円	動産 18,214百万円	動産 21,650百万円
その他 323百万円	その他 362百万円	その他 322百万円
合計 21,334百万円	合計 18,576百万円	合計 21,972百万円
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	年度末残高相当額
動産 12,209百万円	動産 6,755百万円	動産 10,205百万円
その他 318百万円	その他 403百万円	その他 492百万円
合計 12,528百万円	合計 7,158百万円	合計 10,698百万円
・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当 額
1 年内 5,957百万円	1 年内 4,171百万円	1 年内 5,284百万円
1 年超 6,918百万円	1 年超 3,202百万円	1 年超 5,626百万円
合計 12,875百万円	合計 7,373百万円	合計 10,910百万円
・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当 額及び支払利息相当額
支払リース料 3,590百万円	支払リース料 2,581百万円	支払リース料 6,781百万円
減価償却費相当額 3,292百万円	減価償却費相当額 2,472百万円	減価償却費相当額 6,319百万円
支払利息相当額 116百万円	支払利息相当額 77百万円	支払利息相当額 211百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。	リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。	リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法に よっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
主として、リース料総額とリ ース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各 中間連結会計期間への配分方 法については利息法によって おります。	主として、リース料総額とリ ース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各 中間連結会計期間への配分方 法については利息法によって おります。	主として、リース料総額とリ ース物件の取得価額相当額と の差額を利息相当額とし、各 連結会計年度への配分方法に ついては利息法によっており ます。
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料
1 年内 340百万円	1 年内 38百万円	1 年内 67百万円
1 年超 228百万円	1 年超 36百万円	1 年超 173百万円
合計 568百万円	合計 74百万円	合計 240百万円

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
(貸主側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び中間連結会計期間 末残高 取得価額 動産 294,310百万円 その他 42,452百万円 合計 336,762百万円 減価償却累計額 動産 149,906百万円 その他 21,770百万円 合計 171,677百万円 中間連結会計期間末残高 動産 144,403百万円 その他 20,681百万円 合計 165,084百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 1 年内 57,754百万円 1 年超 109,672百万円 合計 167,427百万円 ・受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取リース料 35,566百万円 減価償却費 31,618百万円 受取利息相当額 3,380百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購 入価額を控除した額を利息相 当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については利 息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年内 1,377百万円 1 年超 2,740百万円 合計 4,117百万円 なお、上記 1、2 に記載した未 経過リース料のうち121,656百 万円を借入金等の担保に提供し ております。	(貸主側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び中間連結会計期間 末残高 取得価額 動産 354,185百万円 その他 114,800百万円 合計 468,986百万円 減価償却累計額 動産 196,210百万円 その他 74,068百万円 合計 270,279百万円 中間連結会計期間末残高 動産 157,974百万円 その他 40,731百万円 合計 198,706百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 1 年内 67,854百万円 1 年超 130,580百万円 合計 198,435百万円 ・受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取リース料 42,376百万円 減価償却費 37,608百万円 受取利息相当額 4,259百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購 入価額を控除した額を利息相 当額とし、各中間連結会計期 間への配分方法については利 息法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年内 1,297百万円 1 年超 2,504百万円 合計 3,801百万円 なお、上記 1、2 に記載した未 経過リース料のうち106,510百 万円を借入金等の担保に提供し ております。	(貸主側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び年度末残高 取得価額 動産 365,274百万円 その他 120,032百万円 合計 485,306百万円 減価償却累計額 動産 200,087百万円 その他 77,822百万円 合計 277,910百万円 年度末残高 動産 165,186百万円 その他 42,209百万円 合計 207,396百万円 ・未経過リース料年度末残高相当 額 1 年内 70,415百万円 1 年超 137,212百万円 合計 207,627百万円 ・受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取リース料 70,529百万円 減価償却費 63,926百万円 受取利息相当額 6,570百万円 近畿大阪リース株式会社は当連 結会計年度末に連結子会社とな ったため、同社の受取リース 料、減価償却費及び受取利息相 当額は上記に含まれておりませ ん。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購 入価額を控除した額を利息相 当額とし、各連結会計年度へ の配分方法については利息法 によっております。 2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1 年内 1,293百万円 1 年超 2,442百万円 合計 3,736百万円 なお、上記 1、2 に記載した未 経過リース料のうち116,883百 万円を借入金等の担保に提供し ております。

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、及び「その他資産」中の出資金を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年 9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0	0	—
社債	500	481	18	—	18
その他	2,898	2,949	51	70	18
合計	3,408	3,441	33	70	37

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年 9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,807,577	1,452,958	354,618	60,794	415,413
債券	4,183,069	4,208,514	25,444	27,108	1,664
国債	3,486,933	3,504,857	17,923	18,318	395
地方債	172,350	177,157	4,806	4,825	19
社債	523,784	526,499	2,714	3,964	1,249
その他	303,947	295,894	8,052	2,902	10,954
合計	6,294,594	5,957,367	337,227	90,805	428,032

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、10,569百万円であります。また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

- ・時価が取得原価に比べて30%以上下落したものは、自己査定に基づく債務者区分に応じて減損処理を行う。
- ・時価が取得原価に比べて50%以上下落したものは、一律減損処理を行う。

3 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年 9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	5,791
譲渡性預け金	4,390
その他有価証券	
非上場内国債券	229,719
非上場株式(店頭売買株式を除く)	151,602
非上場外国証券	20,524

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0	0	—
社債	500	492	7	—	7
その他	1,898	1,870	28	21	49
合計	2,408	2,372	36	21	57

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	911,462	1,111,053	199,591	221,138	21,547
債券	4,443,207	4,417,745	25,462	8,692	34,154
国債	3,655,921	3,630,501	25,419	4,344	29,764
地方債	200,276	199,632	643	2,161	2,804
社債	587,009	587,611	601	2,186	1,584
その他	290,768	292,479	1,710	6,510	4,800
合計	5,645,439	5,821,278	175,839	236,341	60,501

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,894百万円(うち株式1,894百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて30%以上下落したものについては、時価が著しく下落したものに該当すると判断し、自己査定に基づく債務者区分に応じて回復可能性を判断しております。なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては、回復可能性を見込まず一律減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年 9 月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	7,064
譲渡性預け金	4,754
その他有価証券	
非上場内国債券	310,015
非上場株式(店頭売買株式を除く)	176,621
非上場外国証券	20,957

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成15年 3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	451,433	229

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年 3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	180	181	1	1	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	500	493	6	—	6
その他	1,898	1,932	34	74	40
合計	2,578	2,607	29	76	46

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年 3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,319,004	1,267,310	51,693	55,733	107,427
債券	4,433,076	4,463,496	30,420	30,874	454
国債	3,811,024	3,833,396	22,372	22,519	147
地方債	159,832	164,353	4,521	4,657	136
社債	462,219	465,745	3,526	3,697	170
その他	253,034	248,469	4,565	3,498	8,063
合計	6,005,115	5,979,276	25,838	90,106	115,945

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は297,807百万円(うち株式297,804百万円、その他3百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて30%以上下落したものについては、時価が著しく下落したものに該当すると判断し、自己査定に基づく債務者区分に応じて回復可能性を判断しております。なお、時価が取得価格に比べて50%以上下落したものについては、回復可能性を見込まず一律減損処理を行っております。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	17,554,337	92,532	30,705

- 6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	6,732
譲渡性預け金	4,620
買入金銭債権	9,995
その他有価証券	
非上場内国債券	267,051
非上場株式(店頭売買株式を除く)	166,925
非上場外国証券	21,141

- 7 保有目的を変更した有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

該当ありません。

- 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	1,213,435	2,877,154	642,872	4,398
国債	1,027,455	2,292,058	511,107	2,955
地方債	1,760	71,455	91,138	—
社債	184,219	513,641	40,627	1,442
その他	110,785	19,161	3,837	20,265
合計	1,324,221	2,896,316	646,710	24,663

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成14年9月30日現在)

時価のあるその他の金銭の信託はありません。

なお、時価のないその他の金銭の信託27百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在)

時価のあるその他の金銭の信託はありません。

なお、時価のないその他の金銭の信託51,025百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	70,422	—

2 満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在)

時価のあるその他の金銭の信託はありません。

なお、時価のないその他の金銭の信託27百万円については、連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成14年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	337,227
その他有価証券	337,227
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	656
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	337,883
()少数株主持分相当額	161
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	64
その他有価証券評価差額金	338,109

当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成15年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	175,839
その他有価証券	175,839
その他の金銭の信託	—
()時価ヘッジ対象評価差額	772
()繰延税金負債	70,942
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	105,669
()少数株主持分相当額	1,396
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	84
その他有価証券評価差額金	104,356

前連結会計年度末

- 其他有価証券評価差額金 (平成15年 3 月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている其他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	25,838
其他有価証券	25,838
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	2,121
其他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	27,960
()少数株主持分相当額	304
(+)持分法適用会社が所有する其他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	30
其他有価証券評価差額金	28,234

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	708,792	582	582
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	4,260,507	15,721	15,721
	金利オプション	—	—	—
	キャップ	640,090	3	1,516
	フロアー	29,494	162	80
	スワップション	2,043	0	10
	合計	—	15,297	16,746

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	940,130	6	6
	為替予約	1,176	1	1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2の取引は、上記記載から除いております。

2 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	243,720	536	536

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
店頭	為替予約	1,075,342
	通貨オプション	2,954,720
	その他	—

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	92	0	0
	株式指数オプション	—	—	—
	合計	—	0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	16,270	8	8
	債券先物オプション	—	—	—
	合計	—	8	8

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	210,364	80	80
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	9,504,804	14,428	22,305
	金利オプション	—	—	—
	キャップ	573,394	84	1,176
	フロアー	24,145	106	51
	スワップション	11,229	9	91
	合計	—	14,540	23,705

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	850,080	1,591	4,762
	為替予約	669,556	1,160	1,160
	通貨オプション	2,654,855	21	7,817
	その他	—	—	—
	合計	—	2,772	11,420

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間から上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	596	33	33
	株式指数オプション	—	—	—
	合計	—	33	33

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	12,932	47	47
	債券先物オプション	—	—	—
	合計	—	47	47

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は次のとおりです。

金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

株式関連

株式指数先物、株式指数オプション

債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針および利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

お客様のニーズへの対応

当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。

金融資産・負債等のヘッジ取引

預貸金や有価証券等から生じる金利リスクや価格変動リスクをヘッジする手段としてもデリバティブ取引を活用しています。これらの取引の大部分は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクにつき金利スワップ等を使って総体で管理する「マクロヘッジ」といわれるものです。ヘッジ手段としてのデリバティブ取引には、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理といったヘッジ会計を適用しています。グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。

トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、金利や株価、外国為替などの相場変動によって損失が発生するリスクです。信用リスクとは、取引相手先に債務不履行(デフォルト)が生じた場合に損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループ全体でのリスク管理に取り組んでいます。

市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社が設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。

信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうち、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	115,700	13,880	26	26
	買建	225,078	12,416	29	29
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,839,833	1,473,908	50,150	50,150
	受取変動・支払固定	1,932,332	1,374,549	31,636	31,636
	受取変動・支払変動	309,510	263,310	55	55
	キャップ				
	売建	353,740	123,508	2,687	2,198
	買建	293,970	97,495	1,413	698
	フロアー				
	売建	12,000	12,000	484	425
	買建	16,875	16,631	628	502
	スワップション				
	売建	85	84	0	0
	買建	1,044	1,044	28	18
	合計	—	—	17,472	20,168

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	929,107	700,339	721	721
	売建	163	—	0	0
	買建	840	—	8	8
	合計	—	—	712	712

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3の取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
- 3 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。
 期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	84,245	546	546

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
店頭	為替予約	
	売建	332,674
	買建	392,587
	通貨オプション	
	売建	1,146,341
	買建	1,251,875

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	79	—	0	0
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	0	0

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	999	—	1	1
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1	1

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	銀行信託 業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連 業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	566,975	7,278	65,011	639,264	—	639,264
(2) セグメント間の内部 経常収益	11,949	118	5,758	17,826	(17,826)	—
計	578,924	7,396	70,770	657,091	(17,826)	639,264
経常費用	555,618	9,150	66,031	630,800	(13,894)	616,906
経常利益 (は経常損失)	23,306	1,754	4,738	26,290	(3,932)	22,358

(注) 1 連結範囲の変更などにより、金融関連業務における経常収益が全セグメントの経常収益の合計額の10%以上となったことから、中間連結財務諸表規則第14条の規定にもとづき、当中間連結会計期間から事業の種類別セグメント情報を記載しております。

2 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発

(2) 証券業務 証券業

(3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行信託 業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連 業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	530,723	9,727	75,974	616,425	—	616,425
(2) セグメント間の内部 経常収益	5,206	35	5,353	10,595	(10,595)	—
計	535,929	9,763	81,327	627,020	(10,595)	616,425
経常費用	1,724,950	8,375	226,194	1,959,520	(107,272)	1,852,247
経常利益 (は経常損失)	1,189,020	1,387	144,866	1,332,499	(96,677)	1,235,821

(注) 1 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発

(2) 証券業務 証券業

(3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル業

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	銀行信託 業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連 業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益						
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,115,535	14,243	129,481	1,259,259	—	1,259,259
(2) セグメント間の内部 経常収益	9,072	154	9,506	18,733	(18,733)	—
計	1,124,607	14,397	138,987	1,277,993	(18,733)	1,259,259
経常費用	1,629,636	18,497	151,483	1,799,617	(30,214)	1,769,403
経常損失	505,028	4,099	12,496	521,624	(11,480)	510,143
資産、減価償却費及び 資本的支出						
資産	42,631,063	85,672	1,150,139	43,866,875	(974,942)	42,891,933
減価償却費	52,855	409	64,180	117,446	—	117,446
資本的支出	78,506	680	62,068	141,255	—	141,255

- (注) 1 連結範囲の変更などにより、金融関連業務における経常収益が全セグメントの経常収益の合計額の10%以上となったことから、連結財務諸表規則第15条の2の規定に基づき、当連結会計年度から事業の種類別セグメント情報を記載しております。
- 2 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発
- (2) 証券業務 証券業
- (3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル
- 3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 4 資本的支出にはシステム関連投資等を含んでおります。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)においても同様に記載を省略しております。

【海外経常収益】

当中間連結会計期間(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)及び前連結会計年度
(自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)においても同様に記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	28.10	170.30	103.76
1 株当たり中間(当期) 純利益 (1 は 1 株当たり 中間(当期)純損失)	円	2.49	247.61	154.66
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益	円	1.49	—	—

(注) 1 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針を適用して算定した平成13年連結会計年度の 1 株当たり情報は次のとおりであります。

		平成13年連結会計年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	74.57
1 株当たり当期純損失	円	174.54
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益	円	—

2 1 株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
1 株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 (1 は 中間(当期)純損失)	百万円	13,518	1,769,641	837,633
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益 (1 は 普通株式に係る 中間(当期)純損失)	百万円	13,518	1,769,641	837,633
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	5,417,942	7,146,687	5,415,841
潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	3,621,032	—	—
うち優先株式	千株	3,621,032	—	—
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後 1 株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要		該当ありません	該当ありません	該当ありません

3 潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益金額については、当中間連結会計期間及び前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
当社は、りそなグループの信託営業基盤をより強固にするとともに、これまで以上に堅強な年金業務推進体制の確立を目指すことを目的として、りそな信託銀行株式の一部を譲渡(予定を含む)致しました。 1 譲渡株式数 19,375株 2 関係会社株式 6,644百万円 売却益 3 売却後の 79.375% 持分比率 4 株式の譲渡先 生命保険会社 2 社及び 国内地域金融機関10社 5 譲渡契約締結日 平成14年11月25日他	-----	1 銀行法に基づく業務改善命令および預金保険法第102条第 1 項第 1 号に定める措置を行う旨の決定 当社は、当連結会計年度末において、第二基準に係る連結自己資本比率が 4 %を下回る状況となり、平成15年 5月17日、金融庁より銀行法第52条の33第 1 項に基づく業務改善命令を受けました。 また、当社の子会社である株式会社りそな銀行は、当連結会計年度末において、国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が 4 %を下回る状況となり、同日、金融庁より銀行法第26条第 1 項に基づく業務改善命令を受けました。 当該状況を踏まえ、内閣総理大臣は、同日、金融危機対応会議の議を経て、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第 1 項の第 1 号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。これを受けて、当該状況を解消すべく、同行において、平成15年 5月30日に預金保険機構に対して、総額 1 兆9,600億円の公的資金による資本増強の申込みを行うとともに、当社と同行は、平成15年 6月 2 日に金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。 この資本増強の申込みに関しましては、平成15年 6月10日に内閣総理大臣により同法第102条第 1 項第 1 号に定める措置を行う旨の決定がなされました。 2 預金保険機構に対する総額 1 兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式の発行 平成15年 6月10日に株式会社りそな銀行臨時株主総会で、発行する株式の総数を増加させる旨の定款変更が決議されました。これを受けて、同行は同日の取締役会において、預金保険機構に対して総額 1 兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行することを決議しました。 なお、新株発行は、平成15年 7月 1 日を予定しております。

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)														
		また、発行する株式の総数、種類及び数は以下のとおりです。 <table><tr><th>株式の種類</th><th>株式の総数 発行価額 発行総額</th></tr><tr><td>普通株式</td><td>25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円</td></tr><tr><td>第 1 種第一回 優先株式</td><td>12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円</td></tr><tr><td>第 2 種第一回 優先株式</td><td>12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円</td></tr><tr><td>第 3 種第一回 優先株式</td><td>12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円</td></tr><tr><td>発行新株総数</td><td>63,720,667,550株</td></tr><tr><td>発行総額合計</td><td>1,960,000,000,200円</td></tr></table> なお、資本組入額の総額は9,800億円です。 3 株式会社りそなホールディングスと株式会社りそな銀行との株式交換契約の締結 当社及び株式会社りそな銀行は、平成15年 6 月10日に株式交換契約を締結いたしました。株式会社りそな銀行が預金保険機構に対して発行する株式を当社が取得するとともに、当社が預金保険機構に対して当社株式を割当交付し、預金保険機構が当社の株主となります。その株式交換契約の概要については、以下のとおりです。 (1) 株式交換の日程 契約締結日 平成15年 6 月10日 定時株主総会決議日 平成15年 6 月27日 株式交換の日 平成15年 8 月 7 日(予定)	株式の種類	株式の総数 発行価額 発行総額	普通株式	25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円	第 1 種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円	第 2 種第一回 優先株式	12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円	第 3 種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円	発行新株総数	63,720,667,550株	発行総額合計	1,960,000,000,200円
株式の種類	株式の総数 発行価額 発行総額															
普通株式	25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円															
第 1 種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円															
第 2 種第一回 優先株式	12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円															
第 3 種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円															
発行新株総数	63,720,667,550株															
発行総額合計	1,960,000,000,200円															

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																						
		(2) 株式交換に際して発行する株式の総数、種類及び数 当社が株式交換に際して発行する新株の種類及び数は以下のとおりです。 <table><tr><th>株式の種類</th><th>株式の総数</th></tr><tr><td>普通株式</td><td>5,700,739,000株</td></tr><tr><td>第1種第一回優先株式</td><td>2,750,000,000株</td></tr><tr><td>第2種第一回優先株式</td><td>2,817,807,861株</td></tr><tr><td>第3種第一回優先株式</td><td>2,750,000,000株</td></tr><tr><td>発行新株総数</td><td>14,018,546,861株</td></tr></table> なお、株式交換により増加すべき資本金の額は9,800億円です。 (3) 割当交付の割合 当社は、上記新株を株式交換の日の前日の株式会社りそな銀行の最終の株主名簿に記載された株主のうち、当社を除く株主に対して下記の割合をもって割当交付いたします。 <table><tr><th>株式会社りそな銀行の株式の種類</th><th>割当交付する当社株式</th></tr><tr><td>普通株式 1株</td><td>普通株式 0.22株</td></tr><tr><td>第1種第一回優先株式 1株</td><td>第1種第一回優先株式 0.22株</td></tr><tr><td>第2種第一回優先株式 1株</td><td>第2種第一回優先株式 0.22株</td></tr><tr><td>第3種第一回優先株式 1株</td><td>第3種第一回優先株式 0.22株</td></tr></table> 4 株式会社りそなホールディングスにおける欠損の填補等のための資本の減少 当社は、平成15年 6月27日開催の定時株主総会において、資本金を減少させることを決議いたしました。これは、平成15年 3月期決算に係る損失処理において、資本準備金などの取り崩しを行った後も、多額の繰越損失を残すこととなったため、この繰越損失を一掃するとともに当社の財務戦略の柔軟性を高めるべく行ったものです。	株式の種類	株式の総数	普通株式	5,700,739,000株	第1種第一回優先株式	2,750,000,000株	第2種第一回優先株式	2,817,807,861株	第3種第一回優先株式	2,750,000,000株	発行新株総数	14,018,546,861株	株式会社りそな銀行の株式の種類	割当交付する当社株式	普通株式 1株	普通株式 0.22株	第1種第一回優先株式 1株	第1種第一回優先株式 0.22株	第2種第一回優先株式 1株	第2種第一回優先株式 0.22株	第3種第一回優先株式 1株	第3種第一回優先株式 0.22株
株式の種類	株式の総数																							
普通株式	5,700,739,000株																							
第1種第一回優先株式	2,750,000,000株																							
第2種第一回優先株式	2,817,807,861株																							
第3種第一回優先株式	2,750,000,000株																							
発行新株総数	14,018,546,861株																							
株式会社りそな銀行の株式の種類	割当交付する当社株式																							
普通株式 1株	普通株式 0.22株																							
第1種第一回優先株式 1株	第1種第一回優先株式 0.22株																							
第2種第一回優先株式 1株	第2種第一回優先株式 0.22株																							
第3種第一回優先株式 1株	第3種第一回優先株式 0.22株																							

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		(1) 資本減少の内容 減資すべき資本の額 当社の資本の額 720,499,500,000 円 を 412,025,611,582 円 減 少 し、308,473,888,418 円 と いたします。 資本の減少の方法 発行済株式数を変更せず、 資本の額のみを減少する方 法(無償減資)によります。 減少すべき資本のうち欠損 の 填 補 に 充 つ る べ き 額 372,025,611,582円 なお減少すべき資本の額と の差額40,000,000,000円に つきましてはその他資本剰 余金に振り替えられます。 (2) 資本減少の日程 定時株主総会決議日 平成15年 6月27日 債権者異議申述最終期日 平成15年 8月11日(予定) 減資効力発生日 平成15年 8月12日(予定) 5 株式会社りそな銀行における欠 損の填補のための資本の減少 当社の子会社である株式会社り そな銀行は、平成15年 6月25日 の定時株主総会において資本金 を減少する議案を決議いたしま した。これは、平成15年 3月期 決算に係る損失処理において、 法定準備金の取崩しによる欠損 の填補を行った後も、多額の繰 越損失を残すこととなったた め、今後の財務基盤の安定性を 確保するためには資本構成の改 善が必要であると判断し、繰越 損失を填補するためのものであ ります。 (1) 資本減少の内容 減少すべき資本の額 株式会社りそな銀行の資本 の額443,158,789,782 円 を 371,359,220,486 円 減 少 し、71,799,569,296円とい たします。 資本減少の方法 発行済株式数を変更せず、 資本の額のみを減少する方 法(無償減資)によります。

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		(2) 資本減少の日程 定時株主総会決議日 平成15年 6 月25日 債権者異議申述最終期日 平成15年 8 月11日(予定) 減資効力発生日 平成15年 8 月12日(予定) 6 株式会社近畿大阪銀行における 欠損の填補のための資本の減少 当社の子会社である株式会社近 畿大阪銀行は、平成15年 6 月10 日開催の取締役会において、資 本金を減少する議案を平成15年 7 月18日開催の臨時株主総会に 付議することを決議いたしました。 これは、平成15年 3 月期決算に 係る損失処理において、法定準備 金の取崩しによる欠損の填補を行 った後も、多額の繰越損失を残す こととなったため、今後の財務基 盤の安定性を確保するためには資 本構成の改善が必要であると判断 し、繰越損失を填補するものであ ります。 (1) 資本減少の内容 減資すべき資本の額 株式会社近畿大阪銀行の資本の 額 121,456,466,770 円を 48,351, 155,776 円減少し、73,105,310, 994円といたします。 資本の減少の方法 発行済株式数を変更せず、資本 の額のみを減少する方法(無償減 資)によります。 (2) 資本減少の日程 臨時株主総会決議日 平成15年 7 月18日(予定) 債権者異議申述最終期日 平成15年 9 月 2 日(予定) 減資効力発生日 平成15年 9 月 3 日(予定)

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金		5,074		17,002		4,850	
前払費用		41		286		291	
繰延税金資産		51		—		—	
未収収益		556		1,307		552	
その他		50		1,849		188	
流動資産合計		5,774	0.32	20,444	1.64	5,883	0.84
固定資産							
有形固定資産	1						
器具及び備品		23		18		22	
その他		0		0		0	
有形固定資産合計		23		18		22	
無形固定資産							
商標権		97		103		97	
ソフトウェア		4		6		7	
無形固定資産合計		102		110		104	
投資その他の資産							
関係会社株式	3	1,525,734		925,652		804,438	
関係会社長期貸付金	2	300,000		300,000		300,000	
繰延税金資産		695		—		—	
その他		16		5		18	
投資損失引当金		—		—		409,856	
投資その他の資産合計		1,826,446		1,225,657		694,600	
固定資産合計		1,826,572	99.66	1,225,786	98.34	694,727	99.11
繰延資産							
創立費		399		285		342	
繰延資産合計		399	0.02	285	0.02	342	0.05
資産合計		1,832,745	100.00	1,246,515	100.00	700,952	100.00

		前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)		当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成15年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
短期借入金	4	30,100		—		4,100	
未払金		0		—		0	
未払費用		713		1,454		813	
未払法人税等		5		4		5	
未払消費税等	11	136		64		132	
関係会社健全化損失 引当金		—		220,056		—	
その他		8		10		18	
流動負債合計		30,963	1.69	221,590	17.78	5,070	0.72
固定負債							
社債	4,5	—		15,020		15,020	
長期借入金	4,6	300,000		332,500		332,500	
固定負債合計		300,000	16.37	347,520	27.88	347,520	49.58
負債合計		330,963	18.06	569,110	45.66	352,590	50.30
(資本の部)							
資本金	7	720,000	39.28	1,288,473	103.36	720,499	102.79
資本剰余金							
資本準備金		731,417		829,829		731,916	
その他資本剰余金		40,000		40,000		40,000	
資本金及び 資本準備金減少差益		40,000		40,000		40,000	
自己株式処分差益		—		0		—	
資本剰余金合計		771,417	42.09	869,829	69.78	771,916	110.12
利益剰余金							
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理 損失)		10,418		1,480,757		1,143,942	
利益剰余金合計		10,418	0.57	1,480,757	118.79	1,143,942	163.19
自己株式	8	53	0.00	141	0.01	111	0.02
資本合計		1,501,781	81.94	677,405	54.34	348,362	49.70
負債資本合計		1,832,745	100.00	1,246,515	100.00	700,952	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)			当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)			前事業年度の 損益計算書 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
営業収益										
関係会社受取 配当金	1	541			19,119			941		
関係会社受入 手数料	1	3,543			3,451			7,087		
関係会社 貸付金利息	1	2,547	6,631	100.00	3,271	25,842	100.00	5,050	13,078	100.00
営業費用										
支払利息		2,547			3,271			5,050		
販売費及び 一般管理費	3,4	2,924	5,472	82.51	2,204	5,475	21.18	5,821	10,871	83.12
営業利益			1,159	17.49		20,367	78.82		2,206	16.88
営業外収益										
受取利息	2	1			0			2		
受入手数料		0			32			7		
為替差益		—			—			13		
その他	2	15	18	0.27	1	34	0.13	4	27	0.21
営業外費用										
支払利息		60			425			323		
社債利息		—			272			—		
新株発行費償却		—			1,554			5		
創立費償却		57			57			114		
その他		0	117	1.78	30	2,340	9.06	3	447	3.42
経常利益			1,059	15.98		18,061	69.89		1,787	13.67
特別利益										
関係会社株式 売却益		—	—	—	—	—	—	6,782	6,782	51.85
特別損失										
関係会社株式 評価損		—			1,278,758			751,263		
関係会社健全化 損失引当金繰入額		—			220,056			—		
投資損失引当金 繰入額		—	—	—	—	1,498,815	5,799.84	409,856	1,161,119	8,877.95
税引前中間 (当期)純利益 (は税引前中間 (当期)純損失)			1,059	15.98		1,480,753	5,729.95		1,152,550	8,812.43
法人税、住民税 及び事業税		4			3			8		
法人税等調整額		247	251	3.79	—	3	0.01	993	1,002	7.66
中間(当期) 純利益(は中間 (当期)純損失)			808	12.19		1,480,757	5,729.96		1,153,552	8,820.09
前期繰越利益 (は前期繰越 損失)			9,610			372,025			9,610	
減資による 欠損てん補額			—			372,025			—	
中間(当期) 未処分利益 (は中間(当期) 未処理損失)			10,418			1,480,757			1,143,942	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
-----	-----	当社は、当事業年度末において、第二基準に係る連結自己資本比率が4%を下回り、銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)第3条第1項の表の「第1区分」に該当したため、平成15年5月17日、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。 また、当社の子会社である株式会社りそな銀行は、当事業年度末において、国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回り、銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)第1条第1項及び第2項の表の「第1区分」に該当したため、同日、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。 当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。 当該状況を踏まえ、内閣総理大臣は、同日、金融危機対応会議の議を経て、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。これを受けて、当該状況を解消すべく、同行において平成15年5月30日に預金保険機構に対して、総額1兆9,600億円の公的資金による資本増強の申込みを行うとともに、当社と同行は、平成15年6月2日に、金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。 この資本増強の申込みに関しましては、平成15年6月10日に内閣総理大臣により同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		株式会社りそな銀行ではこの決定を受け、平成15年 6 月10日に臨時株主総会で、発行する株式の総数を増加させる旨の定款変更が決議されました。これを受けて、同行は、同日の取締役会において、預金保険機構に対して総額 1 兆 9,600 億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行することを決議しました。なお、新株発行は、平成15年 7 月 1 日を予定しております。 さらに、当社及び株式会社りそな銀行は、平成15年 6 月10日に、株式交換契約を締結いたしました。株式会社りそな銀行が預金保険機構に対して発行する株式を当社が取得するとともに、当社が預金保険機構に対して当社株式を割当交付し、預金保険機構が当社の株主となります。 当社では、これらを実行することを通じて、自己資本の十分な回復を図る予定です。 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映しておりません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。	同左	同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 2 年～20 年 (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10 年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	創立費については、商法の規定により每期均等額（5 年）を償却しております。	創立費については、商法施行規則の規定により每期均等額（5 年）を償却しております。 新株発行費については一括費用処理しております。	創立費については、商法の規定により每期均等額（5 年）を償却しております。 新株発行費については一括費用処理しております。
4 引当金の計上基準	-----	関係会社健全化損失引当金は、関係会社健全化に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、負担が見込まれる額を計上しております。	投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左	同左
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-----	-----	(1) 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第 1 号）が平成 14 年 4 月 1 日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
			なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (2) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響はありません。

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。 これによる当中間会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	-----	-----

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前事業年度末 (平成15年 3 月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は8百万円であります。 2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。 6 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は17百万円であります。 2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。 5 社債は、全て他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 6 長期借入金のうち314,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は13百万円であります。 2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。 3 関係会社株式には、新株式払込金19,834百万円が含まれています。 4 関係会社に対する負債が以下のとおり含まれています。 短期借入金 4,100百万円 社債 15,020百万円 長期借入金 1,500百万円 5 社債は、全て他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 6 長期借入金のうち314,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。 7 会社が発行する株式の総数 普通株式 13,000,000千株 優先株式 1,131,310千株 発行済株式の総数 普通株式 5,653,589千株 優先株式 1,131,310千株 8 自己株式 当社が保有する自己株式は1,497千株であります。 9 配当制限 当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。 甲種第一回 優先株式 1株につき 24円75銭 乙種第一回 優先株式 1株につき 6円36銭 丙種第一回 優先株式 1株につき 6円80銭 丁種第一回 優先株式 1株につき 10円

前中間会計期間末 (平成14年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成15年 9 月30日)	前事業年度末 (平成15年 3 月31日)
11 消費税の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、未払消費税 等として表示しております。	11 消費税の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税 等は相殺のうえ、未払消費税 等として表示しております。	戊種第一回 1 株につき 14円38銭 優先株式 己種第一回 1 株につき 18円50銭 優先株式 10 「貸借対照表上の純資産から 土地再評価差額金及びその他 有価証券評価差額金の合計額 を控除した金額」から「資本金、 資本準備金及び利益準備金の 合計額」を差し引いた資本の 欠損の額は1,104,053百 万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		1 営業収益のうち関係会社との取引 関係会社受入手数料 7,087百万円 関係会社貸付金利息 5,050百万円 関係会社受取配当金 941百万円
		2 営業外収益のうち関係会社との取引 受取利息 2百万円 その他 0百万円
3 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 1,561百万円 支払手数料 48百万円 土地建物機械賃借料 420百万円 業務委託料 366百万円 租税公課 147百万円	3 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 993百万円 支払手数料 129百万円 土地建物機械賃借料 362百万円 業務委託料 407百万円	3 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。 給料・手当 3,114百万円 土地建物機械賃借料 859百万円 広告宣伝費 328百万円 業務委託料 880百万円
4 減価償却実施額 有形固定資産 5百万円 無形固定資産 1百万円	4 減価償却実施額 有形固定資産 4百万円 無形固定資産 6百万円	4 減価償却実施額 有形固定資産 13百万円 無形固定資産 4百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
当社は、りそなグループの信託営業基盤をより強固にするとともに、これまで以上に堅強な年金業務推進体制の確立を目指すことを目的として、りそな信託銀行株式の一部を譲渡(予定を含む)致しました。 1 譲渡株式数 19,375株 2 関係会社株式売却益 6,782百万円 3 売却後の持分比率 79.375% 4 株式の譲渡先 生命保険会社 2 社及び 国内地域金融機関10社 5 譲渡契約締結日 平成14年11月25日他	1 株式会社近畿大阪銀行に対する増資払込み 当社は、平成15年10月10日開催の取締役会において、株式会社近畿大阪銀行の株主割当による増資の要請に対し、3,000億円を上限として引受けることを決議しました。当該払込原資は株式会社りそな銀行からの借入金により調達し、平成15年11月19日をもって3,000億円の払込みを実施しました。 これは、株式会社近畿大阪銀行の当中間会計期間末における国内基準に係る自己資本比率が、健全性基準を下回り、平成15年10月10日に金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けたことから、同行の自己資本充実のために増資要請に応じたものであります。 2 株式会社奈良銀行に対する増資払込み 当社は、平成15年10月10日開催の取締役会において、株式会社奈良銀行の株主割当による増資の要請に対し、40億円を上限として引受けることを決議しました。当該払込みは、平成15年11月19日に実施しました。 これは、株式会社奈良銀行の当中間会計期間末における国内基準に係る自己資本比率が、健全性基準を下回り、平成15年10月10日に金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けたことから、同行の自己資本充実のために増資要請に応じたものであります。	1 銀行法に基づく業務改善命令および預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定 当社は、当事業年度末において、第二基準に係る連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、平成15年5月17日、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。 また、当社の子会社である株式会社りそな銀行は、当事業年度末において、国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、同日、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。 当該状況を踏まえ、内閣総理大臣は、同日、金融危機対応会議の議を経て、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。これを受けて、当該状況を解消すべく、同行は平成15年5月30日に預金保険機構に対して、総額1兆9,600億円の公的資金による資本増強の申込みを行うとともに、当社と同行は、平成15年6月2日に金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。 この資本増強の申込みに関しましては、平成15年6月10日に内閣総理大臣により同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。 2 預金保険機構に対する総額1兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式の発行 平成15年6月10日に株式会社りそな銀行臨時株主総会で、発行する株式の総数を増加させる旨の定款変更が決議されました。これを受けて、同行は、同日の取締役会において、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行することを決議しました。 なお、新株発行は、平成15年7月1日を予定しております。

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)														
		また、発行する株式の総数、種類及び数は以下のとおりです。 <table><tr><th>株式の種類</th><th>株式の総数 発行価額 発行総額</th></tr><tr><td>普通株式</td><td>25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円</td></tr><tr><td>第1種第一回 優先株式</td><td>12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円</td></tr><tr><td>第2種第一回 優先株式</td><td>12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円</td></tr><tr><td>第3種第一回 優先株式</td><td>12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円</td></tr><tr><td>発行新株総数</td><td>63,720,667,550株</td></tr><tr><td>発行総額合計</td><td>1,960,000,000,200円</td></tr></table> なお、資本組入額の総額は9,800億円です。 3 株式会社りそなホールディングスと株式会社りそな銀行との株式交換契約の締結 当社及び株式会社りそな銀行は、グループのコーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底を図ることを目的として、平成15年 6月10日に、株式交換契約を締結いたしました。株式会社りそな銀行が預金保険機構に対して発行する株式を当社が取得するとともに、当社が預金保険機構に対して当社株式を割当交付し、預金保険機構が当社の株主となります。その株式交換契約の概要については、以下のとおりです。 (1) 株式交換の日程 契約締結日 平成15年 6月10日 定時株主総会決議日 平成15年 6月27日 株式交換の日 平成15年 8月 7日(予定)	株式の種類	株式の総数 発行価額 発行総額	普通株式	25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円	第1種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円	第2種第一回 優先株式	12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円	第3種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円	発行新株総数	63,720,667,550株	発行総額合計	1,960,000,000,200円
株式の種類	株式の総数 発行価額 発行総額															
普通株式	25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円															
第1種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円															
第2種第一回 優先株式	12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円															
第3種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円															
発行新株総数	63,720,667,550株															
発行総額合計	1,960,000,000,200円															

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)																						
		(2) 株式交換に際して発行する株式の総数、種類及び数 当社が株式交換に際して発行する新株の種類及び数は以下のとおりです。 <table><tr><th>株式の種類</th><th>株式の総数</th></tr><tr><td>普通株式</td><td>5,700,739,000株</td></tr><tr><td>第1種第一回優先株式</td><td>2,750,000,000株</td></tr><tr><td>第2種第一回優先株式</td><td>2,817,807,861株</td></tr><tr><td>第3種第一回優先株式</td><td>2,750,000,000株</td></tr><tr><td>発行新株総数</td><td>14,018,546,861株</td></tr></table> なお、株式交換により増加すべき資本金の額は9,800億円です。 (3) 割当交付の割合 当社は、上記新株を株式交換の日の前日の株式会社りそな銀行の最終の株主名簿に記載された株主のうち、当社を除く株主に対して下記の割合をもって割当交付いたします。 <table><tr><th>株式会社りそな銀行の株式の種類</th><th>割当交付する当社株式</th></tr><tr><td>普通株式 1株</td><td>普通株式 0.22株</td></tr><tr><td>第1種第一回優先株式 1株</td><td>第1種第一回優先株式 0.22株</td></tr><tr><td>第2種第一回優先株式 1株</td><td>第2種第一回優先株式 0.22株</td></tr><tr><td>第3種第一回優先株式 1株</td><td>第3種第一回優先株式 0.22株</td></tr></table> 4 欠損の填補等のための資本の減少 当社は、平成15年 6 月27日開催の定時株主総会において、資本金を減少させることを決議いたしました。これは、平成15年 3 月期決算に係る損失処理において、資本準備金などの取り崩しを行った後も、多額の繰越損失を残すこととなったため、この繰越損失を一掃するとともに当社の財務戦略の柔軟性を高めるべく行ったものです。	株式の種類	株式の総数	普通株式	5,700,739,000株	第1種第一回優先株式	2,750,000,000株	第2種第一回優先株式	2,817,807,861株	第3種第一回優先株式	2,750,000,000株	発行新株総数	14,018,546,861株	株式会社りそな銀行の株式の種類	割当交付する当社株式	普通株式 1株	普通株式 0.22株	第1種第一回優先株式 1株	第1種第一回優先株式 0.22株	第2種第一回優先株式 1株	第2種第一回優先株式 0.22株	第3種第一回優先株式 1株	第3種第一回優先株式 0.22株
株式の種類	株式の総数																							
普通株式	5,700,739,000株																							
第1種第一回優先株式	2,750,000,000株																							
第2種第一回優先株式	2,817,807,861株																							
第3種第一回優先株式	2,750,000,000株																							
発行新株総数	14,018,546,861株																							
株式会社りそな銀行の株式の種類	割当交付する当社株式																							
普通株式 1株	普通株式 0.22株																							
第1種第一回優先株式 1株	第1種第一回優先株式 0.22株																							
第2種第一回優先株式 1株	第2種第一回優先株式 0.22株																							
第3種第一回優先株式 1株	第3種第一回優先株式 0.22株																							

前中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
		(1) 資本減少の内容 減資すべき資本の額 当 社 の 資 本 の 額 720,499,500,000 円 を 412,025,611,582 円 減 少 し、308,473,888,418 円 と いたします。 資本の減少の方法 発行済株式数を変更せず、 資本の額のみを減少する方 法(無償減資)によります。 減少すべき資本のうち欠損 の 填 補 に 充 つ る べ き 額 372,025,611,582円 なお減少すべき資本の額と の差額40,000,000,000円に つきましてはその他資本剰 余金に振り替えられます。 (2) 資本の減少の日程 定時株主総会決議日 平成15年 6 月27日 債権者異議申述最終期日 平成15年 8 月11日(予定) 減資効力発生日 平成15年 8 月12日(予定)

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動があった場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年5月22日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年5月23日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号ノ2(株式交換契約を締結した場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年6月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成15年6月13日提出上記(3)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成15年6月19日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年6月25日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 有価証券報告書 事業年度 自 平成14年4月1日
およびその添付書類 (第2期) 至 平成15年3月31日 | 平成15年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年7月4日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動が生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年7月4日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年8月6日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(株式交換にかかる新株式発行の場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年8月8日
関東財務局長に提出。 |
| (11) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号(親会社、主要株主及び特定子会社の異動が生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年8月8日
関東財務局長に提出。 |

- | | |
|---|-----------------------------|
| (12) 有価証券報告書の訂正報告書
上記(6)に係る訂正報告書であります。 | 平成15年 8 月 8 日
関東財務局長に提出。 |
| (13) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年 8 月12日
関東財務局長に提出。 |
| (14) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年 8 月27日
関東財務局長に提出。 |
| (15) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年 9 月 2 日
関東財務局長に提出。 |
| (16) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年 9 月 4 日
関東財務局長に提出。 |
| (17) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年 9 月11日
関東財務局長に提出。 |
| (18) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号(代表取締役の異動があった場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年 9 月29日
関東財務局長に提出。 |
| (19) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第18号(連結子会社の債権の取立不能又は取立遅延のおそれが生じた場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年10月 2 日
関東財務局長に提出。 |
| (20) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年10月 9 日
関東財務局長に提出。 |
| (21) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第19号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年12月 1 日
関東財務局長に提出。 |
| (22) 臨時報告書の訂正報告書
平成15年 8 月 8 日提出上記(11)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成15年12月25日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社りそなホールディングス
取締役社長 勝 田 泰 久 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	重	松	孝	司	印
代表社員 関与社員	公認会計士	石	塚	達	郎	印
関与社員	公認会計士	小	西	幹	男	印
関与社員	公認会計士	荒	井	憲	一 郎	印
関与社員	公認会計士	志	村	さ	や か	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が提出した半期報告書に織り込まれた前中間連結会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	⑩
--------------	-------	---	---	---	---	---

代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	⑩
--------------	-------	---	---	---	---	---

代表社員 関与社員	公認会計士	小	川	一	夫	⑩
--------------	-------	---	---	---	---	---

関与社員	公認会計士	倉	持	政	義	⑩
------	-------	---	---	---	---	---

関与社員	公認会計士	松	村		豊	⑩
------	-------	---	---	--	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、一部の連結子会社の会計基準変更時差異については、従来、主として10年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったので、その残額を一括償却することに変更した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社りそなホールディングス
取締役社長 勝 田 泰 久 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	重 松 孝 司	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	石 塚 達 郎	⑩
関与社員	公認会計士	小 西 幹 男	⑩
関与社員	公認会計士	荒 井 憲 一 郎	⑩
関与社員	公認会計士	志 村 さ や か	⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社りそなホールディングスの平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が提出した半期報告書に織り込まれた前中間会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社りそなホールディングス
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	⑩
代表社員 関与社員	公認会計士	小	川	一	夫	⑩
関与社員	公認会計士	倉	持	政	義	⑩
関与社員	公認会計士	松	村		豊	⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行に対する増資払込みを実施した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。